

ホーフエルトの義務と特権・自由(1)

義務論理と行動論理による再定義

三 本 卓 也*

目 次

1. 問題の所在
2. 前提としての4つの標準体系
3. 許可の強弱をめぐる諸説 (以上 本号)
4. 行動論理とは
5. 行動論理を用いたホーフエルト解釈
6. 若干の考察

1. 問題の所在

英米の分析法理学の歴史において、W・N・ホーフエルトによる「根本的法的諸概念(fundamental legal conceptions)」論¹⁾がよく知られている

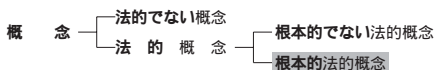
* みつもと・たくや 立命館大学非常勤講師

1) Hohfeld 1913c; Hohfeld 1917a. 本稿での引用は、HOHFELD 1964を基礎とし、[]内にHOHFELD 2001の頁も併記した。なお三本 2007, 155 n.1は、Hohfeld 1917aの出版年に誤りがある。また同注と三本 2010, 208 n.2では、HOHFELD 1964を「3d ed.」と記しているが、これは「3d prtg.」の誤りである。ただしこの第3刷は、A・L・コービンによる「序文(Foreword)」(「1963年8月」に記されたとある)が加えられている点で、それ以前とは異なる。

本文の訳語のうち、「根本的」の語について後掲注21を参照。ちなみに訳語の語順については、たとえば「法的根本概念」のように、前後を入れ替えるほうが日本語として自然だろう。しかし、以下の理由から、本稿では採用しなかった。第1に、少なくとも私の日本語の感覚では、「法的根本概念」とは「根本概念の中で法的なもの」をさすように思われる。しかし、これはホーフエルトの意図とはまったく異なる。ホーフエルトの体系では、この概念は次のように位置づけられる。

る²⁾。しかし、その妥当性をめぐる論争には、今日に至るまで決着がついていない。これまでに多くの論点を取り上げられてきたが、本稿で扱うのは、そのうちもっとも基礎的な部分といえる。具体的には、8つあるとされる根本的法的概念のうち、「義務(duty)」と「特権(privilege)」(または「自由(liberty)」)³⁾という2つ(あるいは3つ)の概念の關係に焦点を当てる。

ホーフエルトの主張は、以下のとおりである。まずホーフエルトは、特権と自由とを完全に同義と理解する。その上で、特権と義務を、法律上の「反対語(opposites)」⁴⁾として定義する。より具体的には、ある行為aについて、



HOHFELD 1964, 26[3-4], 27[5]を参照。つまり、根本的法的概念に對置されるのは「根本的でない法的概念」である。語順を入れ替えると、両者の対応關係が示せない(「法的根本概念」と「根本的でない法的概念」は、私の語感では、どう見ても對概念ではない)。第2に、「根本的法的概念」でも「法的根本概念」でも、どうしても単数(唯一)の「概念」が連想される。しかしこれも、ホーフエルトの意図に大きく反する(後掲注116を参照)。よって、(文脈上支障のないかぎり)「諸」の語を補いたいところだが、「法的根本概念」という訳語ではそれができない。

- 2) 分析法理学の歴史におけるホーフエルトの位置づけとして、以下を参照。LINDAHL 1977, 3f; Singer 1982; 高柳 1948, 135-41. もっとも、H・L・A・ハート以降のイギリス法実証主義では、ホーフエルトの分析は批判の對象とされることが多い。その貴重な例外は、KRAMER ET AL. 1998 所収の3論文である(Kramer ed. 2001にも関連する論考がある)。なお、ホーフエルトの分析とアメリカのリアリズム法学との關係について、以下を参照。高柳 1948, 130-31, 168f; 三本 2010, 195-98.
- 3) 特権と自由という語をめぐる議論状況として、三本 2007, 155 n.2を参照。なお本稿の議論では、特権と自由とを区別すべき場合も多い。そこで以下では、両者を区別すべき場合にはそれぞれの語を用いるとともに、その必要がない場合には「特権(自由)」と併記するか、あるいは(誤解のおそれのない場合にかぎり)単に一方のみを記す。
- 4) Hohfeld 1913b, 569 n.33; HOHFELD 1964, 36[12], 38-39[13-14], 65[49]. なお、以前の訳語を変更する。ただし、「反対」の語は維持する。また、以前の訳語である「反対關係」の語を、「反対語どうしの關係」の意で使用する場合がある。

ホーフエルトのいう「反対(対当)」は、傳統的論理学での「矛盾(対当)」の意だ、としばしば批判される。たとえば以下を参照。Kocourek 1920, 27; Kramer 1998, 8 n.1; Williams 1956, 1135; 龜本 2010, 73-74. やや異なるが、青井 2007, 181 n.35も参照。

(1) aする特権がある aしない義務がない

とされる。ホーフエルトによる両者の関係の説明は、直接的にはこの(1)だけである⁵⁾。(間接的には、他の概念との関係として、義務は「権利(right)」の、また特権は「無権利(no-right)」の「相関語(correlatives)」⁶⁾だとする。)ここで注目すべきは、ホーフエルトが、伝統的な意味での定義をいっさいしていないことである⁷⁾。ホーフエルトによれば、義務や特権などの8つの根本的法的概念は、いずれも「それ自体として特有の(sui generis)」ものであって、「形式的に定義しようとしても、常に不満足なものとな」らざるをえない⁸⁾。そこでこれらの概念を、反対語と相関語という図式的整理(と、それぞれを示す具体例)によって解明しようとするのが、ホーフエルトのアプローチである。

しかし、以上の説明に納得しない人も多いだろう。定義とよべるか⁹⁾という点は置くとしても、特権や自由という概念の扱い方に関して、次のよ

しかし、ホーフエルト自身の意図はともかく、ホーフエルト解釈の問題として考えれば、この批判は必ずしも当たらない。というのも、可能性としては、先の(1)を採用しない解釈も十分に考えられるからである。本稿が支持するのは、まさにこのような 言い換えれば、義務と特権以外に第3の可能性を認める 解釈である。この立場を表すには、むしろ「反対」のほうがふさわしい。(ちなみに、この「第3の可能性」とは、具体的には「法の欠缺」をさす。詳しくは3.D.を参照。)

もっとも、訳語で結論を先取りするのはよくない。反対「語」というあいまいな訳語を、あえて選んだのはそのためである。そもそも HOHFELD 1964 は法律の初学者向けに書かれており、この語を論理学の専門用語で訳す必要はないと思う。なお亀本 2010, 72-74の「頂」は、本稿では別の意味で用いるため(後掲注50を参照)、採用しなかった。

5) これらの点については、三本 2007, 151 を参照。

6) 前掲注4にあげたホーフエルトの文献を参照。なお、同注で説明した「反対語」に合わせ、この語についても以前の訳語を変更する。

7) というのも、先の定義(1)では「義務」という語が使われているが、この語については、権利の相関語だという以上の説明はないからである(しかも、権利という語についての説明も特にない)。特権の相関語である「無権利」についても同様のことがいえる。

8) HOHFELD 1964, 36[12].

9) この批判として、たとえば以下を参照。WELLMAN 1985, 17-18.

うな疑問を感じても不思議はない。先の(1)は、特権・自由という語の意味を十分にとらえているだろうか？ 特権にせよ自由にせよ、単なる義務の不在¹⁰⁾ではなく、何かそれ以上の意味をもつのではないか？ もしそうなら、特権と自由を同義とするのは誤りではないか？

本稿で検討するのは、まさにこのような疑問である。より具体的には、以下の3つの批判を取り上げる。第1に、「特権」ではなく)特に「自由」という語に関して、次のような批判がしばしばなされる。つまり、この語は通常、単なる義務の不在だけではなく、より積極的に「選択」を含意することが多い¹¹⁾。しかし(1)では、この意味がまったく表現されていないではないか、と(以下、これを**批判1**とよぶ)。また第2に、「特権」にせよ「自由」にせよ、それが単なる義務の不在にすぎないならば、法的保護の名に値しないという批判もある。このような概念は、はたして法的概念といえるのか¹²⁾。仮にいえるとしても、著しく重要性を欠くのではないか(以下、**批判2**とよぶ)。第3に、今度は逆に(「自由」ではなく)特に「特権」という語に関してだが、この語には通常、「法によって特別に認められた」というニュアンスがある¹³⁾。言い換えれば、通常用語法での特権は、単に「義務が不在である」状態一般をさすというよりは、むしろ特別に「義務が不在にされた」場合のみをさす語である。しかし、この2種類の不在(「不在である/不在にされた」)を区別する概念は、(1)にはない¹⁴⁾。

10) (1)からもわかるように、正確には、「pする特権(自由)」に対応するのは「pしない義務」の不在である。三本 2007,151も参照。ただし、以下では簡略化のために、単に「義務の不在」と表記する。

11) ハートの議論が有名である。これについては3.A.で扱う。

12) コクレックによる批判が有名である。以下を参照。Kocourek 1920, 34-37; Kocourek 1922; Kocourek 1923。もっとも、この種の批判に対しては、ホーフェルド自身がすでに反論している。ホーフェルドは、義務規範だけでなく許可規範も法だと力説する。以下を参照。Hohfeld 1917c, 71; HOHFELD 1964, 48 n.59 [41 n.62]。しかしこの応答には、次の批判3がそのまま当てはまる。

13) Williams 1956, 1131-32; 亀本 2010, 73; 森村 1989, 40。

14) これは、ホーフェルドが意図的に行っている。ホーフェルドは、「特権」という語には、法律家の通常用語法にすら、「原則/例外」の意は含まれないと論じる。HOHFELD 1964。

これでは、特権という語の解明としてきわめて不十分ではないか(以下、**批判3**とよぶ)。以上3つの批判が、本稿の直接の検討対象である。

ところで、これらの問題を考える上できわめて興味深いことに、論理学の一分野である「義務論理(deontic logic)」においてもほぼ同様の問題がある。それは一言で言えば、「義務規範(O)と許可規範(P)¹⁵⁾は相互定義できる(interdefinable)か?」という論点である。この相互定義とは、先の(1)に対応させれば、たとえば

$$(2) \quad P\alpha =_{\text{df}} \neg O\neg\alpha$$

と表せる。この定義(または公理¹⁶⁾)は広く用いられるが、義務規範や許可規範の意味として、はたして妥当だろうか? 許可規範は、単なる義務規範の不在ではなく、何かそれ以上の意味をもつのではないか¹⁷⁾? このような問いと、先に見たホーフエルドへの批判との類似性は明らかだろう。しかも、(2)の意義はそれだけではない。実は(2)は、法体系論での根本問題 具体的には、法の欠缺や矛盾 を定義上排除している(詳しくは、3.D. で扱う)。このことの是非も、同時に考えなくてはならない。

これらの疑問に対する答えは、しばしば「強い許可」と「弱い許可」の区別に求められる。この区別によれば、弱い許可は単なる「禁止の不在」にすぎない(つまり、先の(2)で定義される)が、強い許可は、何かそれ以上の独自の意味をもつとされる。もっとも、後に詳しく見るように、強い許可の定義は論者により異なり、定説はまだない。しかし、(1)と(2)の類似性を前提とすれば、強い許可についての諸説は、先の3つの批判への応答を考える上で、きわめて有益なはずである。

もともとホーフエルドの分析は、義務論理の先駆的業績と評されること

44-47 [18-20] を参照。しかし、この議論にはやはり無理があると思われる。

15) O や P の読み方と、本稿での定義については、2.A. ~2.C. を参照。

16) O と P を独立のプリミティブと定義する体系では、(2)は、定義ではなく公理となる。

17) たとえば、以下を参照。Alchourrón & Bulygin 1984, 349-50; von Wright 1963, 85-87 [訳102-04]; von Wright 1981d, 6-7; von Wright 1989b, 866-67.

も多い¹⁸⁾。特に20世紀後半に至り、義務論理という分野が確立してからは、ホーフエルトの分析を形式論理化しようとする研究も一段と進んできている。また、近年の義務論理研究において特に注目すべきは、「行動論理(logic of action)」¹⁹⁾とよばれる一連の研究である。この分野も近年の発展が著しく、ホーフエルト解釈にもしばしば応用されている。先の3つの批判を考える際に、これらの成果を生かさない手はないだろう。

本稿の議論は、以下のように進める。まず、先の3つの批判(批判1～批判3)を義務論理で扱うための準備作業を行う(2.)。その上で、各批判に対処できるような、いくつかの義務論理体系を比較検討する(3.)。そのうち本稿では、義務論理と行動論理を組み合わせた立場に注目する(4.)。私見によれば、行動論理を用いてホーフエルトの分析を精緻化することは、先の3つの批判に応答する上で(十分ではないにせよ)必要不可欠である。そこで、この分野の先駆的業績である、S・カンガー、L・リンダールらのホーフエルト解釈を詳しく検討する(5.)。最後に、その成果をふまえ、試論として、特権と自由とを論理的に区別でき、かつ先の相互定義を採用しない体系を示す。そして、このような立場の意義と課題について若干の考察を行う(6.)。

なお、本稿のこのような性格から、以下の議論を理解するには形式論理学の知識が必要となる。しかし、基礎法学の分野でさえ義務論理そのものがあまり知られていない現状を考慮し、本稿では、一見して明らかでないと思われる定理について、できるかぎり(脚注に)証明を付した。このため、命題論理の基礎知識²⁰⁾があれば、本稿の議論を十分に理解できるは

18) たとえば、以下を参照。Mullock 1971. 160(「ホーフエルトの議論は、フォン・ウリクトによる1951年の義務論理……の非形式的・法的な先駆」)。なお、ホーフエルト以前の先駆的業績については、山下 1989 が詳しい。

19) または「行為主体性(agency)」の論理ともよばれる。両者はほぼ同義と見ていいが、若干のニュアンスの違いもあるように思われる。特に stit 理論(4.G. で扱う)に依拠する論者は、「行為主体性」の語を用いる傾向がある。

20) 命題論理をはじめとする論理学の入門書として、以下を薦める。戸田山 2000; 野矢 1994 .

ずである。また、本稿の主張の意義を理解するには、ホーフエルトの分析の基本構造も知っておく必要がある。しかし、これについてはすでに優れた邦語文献²¹⁾があるため、本稿ではすべて省略した。ホーフエルト自身のテキストや、当時から現在に至る論争状況についても、踏み込んだ検討は行わない。これらは別の機会に行いたい。

2. 前提としての4つの標準体系

本稿では後に、前節で述べた3つの批判への応答を考えるために、いく

21) 以下を薦める。亀本 2010, 71f; 高柳 1948, 144f. なお亀本 2010 は、ホーフエルトの分析の意義として、法哲学や道徳哲学などでの理論的側面と、法学教育における実践的側面の2つを指摘する。前者として同83-90を、後者として同80-83を参照。この整理に従えば、本稿は前者を探究するものである。それも、おそらくは通常想定される以上に、ホーフエルトの分析に高い理論的意義を認めている。本稿の理解に資すると思われるので、私の位置づけを述べておきたい。

私は以前から、ホーフエルトの分析には(単なる言葉の定義を超えた)包括的な理論としてのつまり、義務論理や法概念論のようなレベルでの意義があると考えており、本稿もその観点から書かれている。この解釈を支持するテキスト上の根拠は、ホーフエルトによる有名な「最小公分母(the lowest common denominators)」の比喩である(HOHFELD 1964, 63-64 [30-31]。亀本 2010, 92 n.20でも言及されている)。この比喩は、(本稿で扱う義務や特権をはじめとする)8つの**根本的法的**概念こそが、その他の(おそらく無数に存在する)他に分解可能という意味で**根本的でない**法的概念(たとえば、法人、所有権、契約など)の構成要素であることを示す。つまり、後者はすべて前者のいずれか(またはその組み合わせ)に還元できるが、**その逆はできない**。これが、きわめて包括的(かつ論争的)な主張であることは明らかだろう。この意味で、根本的法的諸概念の理論的地位は、まさにケルゼンの「根本」規範にも匹敵する(高柳 1948, 211も参照。また論理学での「プリミティブ」との関係として、後掲注116も参照)。私が「根本的」法的諸概念という訳語をあえて用いるのは、この側面を強調したいからである。

もちろん私は、応用的研究の重要性を否定するわけではない。ホーフエルトの分析の応用例としては、「人工知能と法」や「法と経済学」などが知られるが(後者について、三本 2010, 199-203も参照)、亀本の指摘する「法学教育」への応用(亀本 2010, 81の記述のとおり、これはホーフエルト自身が強く意識していた)も、今後の発展がおおいに期待される。これらの研究に対して、本稿がその理論的基礎を提供できるならば、私としてはこの上なく幸せである。

つかの義務論理体系を比較検討する(3.)。その際に、それぞれの体系の特徴を際立たせるためには、あらかじめ、**義務論理の標準体系**(standard systems)について共通理解があるほうがいい。そこで本節では、まず準備作業として、この標準体系を定義したい。

ただし、一口に標準体系と言っても、その理解は論者によりさまざまである。採用する公理に争いがあるのはもちろんだが、より根本的なレベルでは、義務演算子を**行為名**に付すか**命題**に付すかの対立もある(以下では、前者を**行為名説**、後者を**命題説**とよぶ)。この対立は標準体系の理解に直接影響するため、少なくとも、両説の概要と対立点だけは確認する必要がある(A)。私見によれば、この対立を解決するには行動論理が不可欠だが、その検討はまだ先の話である(4.)。そこで標準体系としては、行為名説によるものと命題説によるものを、ともに用意する(B, C.)。そして、これらの標準体系をホーフェルドの分析と簡単に比較した上で(D, E.)、最後に、次節で検討するさまざまな拡張体系が、標準体系とどのような関係にあるかを整理する(F.)。

A. 行為名説と命題説

義務演算子の内容²²⁾(つまり、たとえば $O\alpha$ の α) をどのように定義するかは、義務論理体系を構築する際の根本問題の1つといえる。学説は、大きく**行為名説**と**命題説**の2つに分かれる²³⁾。ごく簡単に言えば、行為名説とは、 α を「行為名(a name of an act)」²⁴⁾とする立場である。他方、命題説によれば、 α に来るのは「命題(propositions)」である²⁵⁾。文法的には、前者は「句」に、後者は「節」にほぼ対応している。両説での α

22) 「引き数(argument)」ともよばれるが、本稿では「内容(content)」で統一した。

23) 同様の対立は、後述する行動論理でも生じる。行動演算子についての行為名説と命題説の比較検討として、4.を参照。

24) この表現は、von Wright 1951a, 3による。別の箇所では「行動の名称(names of action)」ともしている。以下を参照。VON WRIGHT 1968, 16; von Wright 1981d, 6, 9.

25) 両説の対比として、たとえば以下を参照。VON WRIGHT 1968, 16; von Wright 1973a, 37; von Wright 1981a, 409; von Wright 1981d, 6; von Wright 1997, 427-28.

の例としては、たとえば以下が考えられる（句と節の違いは日本語では表現しにくいので、英語で示す）。

- | | | | |
|-------|---|--------------------------------|--------|
| ・行為名説 | — | (to) close the window | } (行為) |
| ・命題説 | — | that someone closes the window | |
| | — | that the window is closed | |

このうち、が行為名説での、とが命題説での例である。命題説の場合、内容 α には、命題である（つまり、特定の時と場所を限定すれば真偽が定まる）という以外の制約はない。よって、行為を表す（つまり、動作主がある）文（ ）も、そうでない文（ ）も、ともに内容となりうることに注意したい²⁶⁾。

なお両説の違いは、義務演算子の内容を「行為 (act)」とするか、それとも「事態 (state of affairs)」とするかの違いと表現されることが多い。これは、O の意味でいえば、「すべき (ought to do)」と「であるべき (ought to be)」の違いに対応している。しかし、行為が事態かという区別は必ずしも明確でない。というのも、上記のように、「行為についての事態」という類型がありうるからである²⁷⁾。この類型は、はたして行為なのか、それとも事態なのか？ この点を考えると、「行為 / 事態」の二分法は誤解を招くおそれがある²⁸⁾（「すべき / であるべき」も同様である²⁹⁾）。他方、

26) 実際には、動作主（行為主体）なのかどうか判断に困る例も多い。この点を重要視する場合は、動作主を識別する基準が必要となる。後述する stit 理論は、まさにこのような問題意識から主張される（4.G. を参照）。

27) この類型の指摘として、以下を参照。von Wright 1973a, 37.

28) 「行為 / 事態」の区別を使う場合の対策としては、たとえば、「行為についての事態」を、命題の集合から除外することが考えられる。ちなみに本稿で採用する行動論理では、先用の語法を用いるかどうかにかかわらず、この措置が必須であるように思われる（4.D. を参照）。

29) もっともこの区別は、英語表現としてみれば、特に誤解の余地はない（前者が行為名説、後者が命題説に対応する）。というのも、ある ought が「ought to do」か「ought to be」かは、形式的に判断できるからである（この区別では、先の「行為についての事態」は後者となる）。ought 以外の語についても同様のことがいえる。ウリクトもこの区別を、一

「行為名/命題」の区別ならば、このような問題は生じない³⁰⁾。そこで本稿では、行為名説と命題説という名称を一貫して用いることにしたい。

歴史的には、このうち行為名説が先に登場した。G・H・フォン・ウリクト[以下、ウリクト]による1951年の論文「義務論理」³¹⁾は、まさにこの立場を明示している。しかしその後、A・N・プライアー³²⁾やA・R・アンダーソン³³⁾らが命題説を主張した³⁴⁾。この命題説は多くの支持をえて、現在でも通説となっている。ただし、後のウリクトのように、行動論理を用いて両説を統合しようとする立場も有力である。

では、行為名説と命題説のそれぞれは、 $P\alpha$ や $O\alpha$ をどう読むのだろうか。参考までに、代表的な読み方を示しておこう。なお当然ながら、以下の記述は、義務演算子の意味論としては不十分である。より厳密には、たとえば「完全選言標準形(perfect disjunctive normal form)」を利用した真理値分析³⁵⁾や、可能世界意味論を応用した「義務的完全世界(deontically perfect world)」³⁶⁾のようなモデル構築が必要だろう。しかし以下の

貫して、行為名説と命題説の区別の意で用いている。たとえば、以下を参照。von Wright 1981a, 409; von Wright 1981d, 9; von Wright 1997, 428. しかし日本語に訳した場合、この英語表現の明確さが失われてしまう。

- 30) もちろん本稿の用語法でも、「行為についての命題」という類型はありうる(前述した場合)。しかし、これが「行為名」でないことは明らかである。よって混乱は生じないはずである。

なお、動詞句のすべてが行為を表すわけではないことに注意(4.C.を参照)。

- 31) von Wright 1951.
- 32) プライアーの表現では、義務演算子の内容には「Aという種類の行為がなされる(An act of the sort A is done)」という命題が来る。PRIOR 1962, 221. 義務演算子の内容を事態一般ではなく、「行為についての事態」に限定する点で特徴的である。
- 33) アンダーソンによる行為名説への批判として、後掲注73の文献を参照。もっともアンダーソンは、行為名説の意義を完全に否定するわけでもないようだ。Anderson & Moore 1957, 16 n.39を参照。
- 34) 以下の記述にもとづく。HORTY 2001, 1; VON WRIGHT 1968, 16 n.1; von Wright 1981a, 409; von Wright 1973a, 37 n.2; von Wright 1997, 428.
- 35) ウリクトの手法である。von Wright 1951a, 9-13. 田畑 1998a, 49-50, 52-55も参照。なお真理様相論理での対応する議論として、VON WRIGHT 1951b, 12-17も参照。
- 36) ヒンティッカがその代表である。Hintikka 1981, 67fを参照。

議論では、そのような厳密な意味論は必ずしも必要ないため、本稿では省略する。

$P\alpha [O\alpha]$ の読み方としては、行為名説も命題説も、大枠では「 α が許されている [義務である] (α is permitted [obligatory])」とすればいい。しかし、より適切な読み方をするには、両説の違いを考慮する必要がある。まず行為名説では、 α に入る動詞句 (不定詞句または動名詞句³⁷⁾) が長い場合、先の読み方では不自然になってしまう。そこで、より広く用いられるのは、たとえば「 α することが許されている [義務である] (it is permitted [obligatory] to α)」³⁸⁾、「 α してよい [すべきである] (one may [ought to] α)」³⁹⁾ などの表現である (α には、たとえば先の を入れよ)。

他方、命題説では、より自然な表現にするには、少々回りくどくならざるをえない。もっともストレートなのは、前述の表現を形式主語に改めた「 α が許されている [義務である] (it is permitted [obligatory] that α)」⁴⁰⁾ だろうが、不定詞の場合と比べると、英語表現としてやや不自然との指摘もある⁴¹⁾。そのほかの表現としては、たとえば「 α でよい [であるべきだ] (it may [ought to] be that α)」⁴²⁾、「 α ということが事実でよい [であるべきだ] (it may [ought to] be the case that α)」⁴³⁾ などが用いられる (同様に、先の または を入れよ)。さらには命題説をとりつつ、行為名説にも配慮した読み方も提案されている。たとえば、「 α であるよう注意

37) 厳密には、ウリクトは行為名という表現で、主に、不定詞ではなく動名詞 (あるいは動詞の名詞形) を念頭に置いている。以下を参照。von Wright 1951a, 2; von Wright 1981d, 9。しかし本稿では、両者を特に区別しない。

38) von Wright 1981d, 8。

39) von Wright 1981a, 410。

40) 以下を参照。Anderson 1966, 168; von Wright 1967, 136; von Wright 1968, 16; Hansson 1981, 122。

41) この点はウリクトが指摘している。以下を参照。von Wright 1968, 16; von Wright 1981d, 8。

42) ÅQVIST 1987, 27。

43) von Wright 1982, 5f で用いられている。

することが許されている [義務である] (it is permitted [obligatory] to see to it that α)⁴⁴⁾, 「 α であるよう注意してよい [すべきだ] (one may [ought to] see to it that α)⁴⁵⁾, 「 α が行動の結果となるようなしかたで行動してよい [すべきだ]⁴⁶⁾」などがそれである。

これらの例からわかるように、行為名説でも命題説でも、義務演算子そのものの読み方は、「よい [べきだ]」と「許されている [義務がある]」の2種類がある。両者には意味の違いも指摘されるが⁴⁷⁾, 立ち入らない。

以上の概観をもとに、行為名説と命題説がどのような体系なのかを、さらに詳しく検討しよう。実際には、両説ともさまざまなバリエーションが考えられるが、そのうち本稿では、行為名説から2つ、命題説から2つの計4つを標準体系として取り上げたい(以下ではそれぞれを、順に DL1, DL2, DL3, DL4 とよぶ)。これら4つの体系は、いずれもごく基本的な語彙しか備えておらず、実用的な体系としては不十分である⁴⁸⁾。また、後述するように、さまざまな難点も指摘される。しかし、本稿での議論の土台としては、十分役立つはずである。

DL1~DL4 は、いずれも O と P の相互定義(1. での(2))を採用する。公理や推論規則も、基本的に同じである。違いは、言語の定義のしかたにある。各説の違いをあらかじめ示せば、図1のようになる。表中の各行の見出しは、順に「義務演算子の内容が命題か?」、「混用を許すか?」、「反復適用

	命題	混用	反復
DL1	×	×	×
DL2	×		×
DL3			×
DL4			

図1 標準体系の比較

44) von Wright 1967, 136; von Wright 1968, 16, 37. なお、ここでの「注意する」という語は、後述する行動論理において重要な役割を果たす(4.B.を参照)。

45) 以下を参照。von Wright 1968, 16, 37; von Wright 1981b, 106.

46) von Wright 1968, 37を参照。

47) 前者を規範の、後者を規範命題の読み方とする見解として、以下を参照。Alchourrón 1972, 453-54; Alchourrón & Bulygin 1993, 283, 285-86. 規範と規範命題の区別は3.I.で扱う。

48) すぐに気づくのは、量量子がないことと、真理様相論理の演算子を含まないことである。

を許すか？」の3つの論点を示している。それぞれについて詳しくは、以下の2.B. と2.C. で述べる。

B. 行為名説にもとづく標準体系

まず、行為名説をベースにした DL1 を、以下のように定義する⁴⁹⁾。

(1) 言語

語彙 (vocabulary)

- (a) 行為変項⁵⁰⁾ a, b, c, ...
 - (b) 単項演算子⁵¹⁾ \neg (否定), P (許可), O (義務), F (禁止)
 - (c) 2項演算子⁵²⁾ \wedge (連言), \vee (選言), (含意), (同値)
 - (d) 補助記号 (,)
- 分子複合 (molecular complex)⁵³⁾

49) これは、von Wright 1951a, 2 の立場に近い。ウリクトはこれを、義務論理の「古典的体系 (the Classical System)」ともよぶ。von Wright 1981a, 403; von Wright 1981d, 5; von Wright 1991, 267 (体系 a)。もっとも本稿の整理では、von Wright 1951a の体系は、I 演算子を採用するため拡張体系の1つに分類される (3.A. を参照)。

50) 任意の行為名を表す「変項 (variable)」のことをこうよぶ。語彙のうち、演算子と補助記号を除くすべての文字を「項」とよぶ。項には変項と定項がある。なお、ここでの行為は、厳密には個別の行為ではなく、総称としての行為をさす。この違いについては4.E. を参照。

51) 単項演算子のうち、 \neg を除く各演算子を義務演算子 (deontic operator) とよぶ。義務演算子は、P, O, F のどれか1つをプリミティブとすれば、それを用いて残りを定義できる。DL1 の義務演算子は P をプリミティブとするが、このことは、後の D1 と D2 から間接的にわかる (明示的に定義されていない演算子はプリミティブである。ただし命題論理の各演算子の定義は省略した)。私が P をプリミティブとしたのは、O の場合の無用の含意 義務規範こそが法の本質である、というような を避けるためであり、それ以上の理由はない。

52) 命題論理の演算子 (DL1 では、二項演算子に \neg を加えたもの) を「真理関数演算子 (truth-functional operator)」とよぶ。この表現は、HUGHES & CRESSWELL 1996, 5 による。「結合子 (connective)」という表現も広く用いられるが、本稿ではすべて「演算子」で統一した。項数の違いは「単項 (monadic)」または「2項 (dyadic)」の語を付して示す。

53) 分子複合の定義については、以下を参照した。von Wright 1951a, 3; 田畑 1998a, 45-46.

- (a) 任意の単独の行為変項
- (b) \neg が前置された, 1つの分子複合
- (c) 2項演算子で結合された, 2つの分子複合
整式 (well-formed formula, wff)
- (a) 義務演算子が前置された, 1つの分子複合
- (b) \neg が前置された, 1つの整式
- (c) 2項演算子で結合された, 2つの整式
括弧の省略⁵⁴⁾
- (a) 単項演算子は, 2項演算子よりも強く結びつく。
- (b) 2項演算子は, 「 , , それ以外」の順(昇順)で強く結びつく。
- (c) 整式や分子複合の一番外側の括弧は省略できる。

(2) 公理

(A0) 命題論理のすべてのトートロジー⁵⁵⁾

(A1) $P(a \vee b) \vdash Pa \vee Pb$ ⁵⁶⁾

(A2) $Pa \vee P\neg a$ ⁵⁷⁾

(3) 推論規則⁵⁸⁾

(R1) 分離規則 (rule of detachment, modus ponens)⁵⁹⁾

54) 以下を参考にした。ÅQVIST 1987, 90; 田畑 1998b, 61。なお, 田畑の同 60f は, ÅQVIST, *supra*, at 89f の要約である。

55) 以下, 証明において A0 を用いる場合, 対象となるトートロジーに通称名がある場合は, その名称を記す(ない場合は A0 と記す)。名称については, たとえば以下を参照。HUGHES & CRESSWELL 1996, 13; 戸田山 2000, 44-45; 野矢 1994, 70。

56) ウリクトのいう「義務的分配の原理 (a Principle of Deontic Distribution)」である。以下を参照。von Wright 1951a, 7; VON WRIGHT 1951b, 38; 田畑 1998a, 48-49; 守屋 1971, 188。

57) ウリクトのいう「許可の原理 (a Principle of Permission)」に相当する。以下を参照。von Wright 1951a, 9; VON WRIGHT 1951b, 38; 田畑 1998a, 51; 守屋 1971, 188。なお A2 は, A1 を使えば $P(a \vee \neg a)$ と等しい。

58) いわゆる「O 必然化」について, 後掲注85を参照。

59) これは, 定理を , 導出を で示せば, $\alpha, \alpha \beta \vdash \beta$ と等しい。なお α や β は,

(R2) 置換規則 (rule of substitution)⁶⁰⁾(R3) $\alpha \beta \quad P\alpha \quad P\beta$ ⁶¹⁾(D1) $O\alpha =_{df} \neg P \neg \alpha$ ⁶²⁾(D2) $F\alpha =_{df} \neg P\alpha$

DL1 は行為名説に立つので、義務演算子の内容を行為に限定する必要がある。DL1 の最大の特徴は、この目的のために、分子複合と整式とを完全に分離する点にある（(1)の と ）。分子複合は、単独では整式ではないことに注意してほしい（(1) (a)を経由してはじめて整式となる）。また義務演算子も、整式となるのは分子複合に前置された場合のみである（(1) (a)~(c)を参照）。

分子複合は、それ自体は命題ではないので、真理値をもたない。しかしある行為に対しては、その「実行」あるいは「非実行」という値を考えることができるだろう。ウリクトは、これを（真理値に対して）「実行値（performance value）」とよび、その値を一意に決める操作のことを（真理関数に対して）「実行関数（performance function）」とよぶ⁶³⁾。これにより、分子複合に対しても命題の場合と同様に、真理関数演算子を付すこ

「メタ論理的変項」あるいは「図式文字 (schematic letter)」とよばれ、体系内の任意の式を代入できることを示す（体系内では未定義である）。

60) 以下、証明において R2 を用いる場合、代入後と代入前の式を / で区切って示す。たとえば β/α は、 α を β で置き換えることを示す。

61) これは、義務演算子についての「相互置換可能性 (intersubstitutability)」を示しており、義務演算子の「拡張規則 (rule of extensionality)」ともよばれる。ただし実際上の制約として、 α や β は、義務演算子を前置できるもの DL1 や DL2 では分子複合 に限定されることになる。以下を参照。Anderson 1966, 168 (D), 169 (D*); Føllesdal & Hilpinen 1981, 9; VON WRIGHT 1951b, 38; VON WRIGHT 1968, 17; von Wright 2000, 175.

や については前掲注59を参照。なお、真理様相論理での拡張規則として、後掲注227も参照。

62) 定義中では、このように、被定義項と定義項を（ではなく） $=_{df}$ で結ぶ。

63) von Wright 1951a, 2; VON WRIGHT 1951b, 36; 田畑 1998a, 44-45; 徳永 1982, 96; 守屋 1971, 187. なお「履行」という訳語は、法律用語として義務（債務）との結びつきが強すぎると思われるため避けた。

とが可能になっている。

ここで、DL1 から導ける主な定理を概観しておこう。これらは、本稿の4つの標準体系すべてに共通である。まず、A0~A2 と D1 を用いることで、以下の定理がえられる。

$$(T1) \quad O(a \wedge b) \quad Oa \wedge Ob^{64)}$$

$$(T2) \quad \neg(Oa \wedge O\neg a)^{65)}$$

$$(T3) \quad Oa \quad Pa^{66)}$$

そして T1 と、以下の DR1 (R3 と D1 からえられる) を用いることで、さらに2つの派生規則 (DR2 と DR3) が導ける。

$$(DR1) \quad \alpha \quad \beta \quad O\alpha \quad O\beta$$

$$(DR2) \quad \alpha \quad \beta \quad O\alpha \quad O\beta^{67)}$$

64) T1 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad \neg O\neg(a \vee b) \quad \neg O\neg a \vee \neg O\neg b \quad (A1, D1)$$

$$(2) \quad \neg O\neg(a \vee b) \quad \neg O(\neg a \wedge \neg b) \quad (\text{ド・モルガン}, R3, D1)$$

$$(3) \quad \neg O(\neg a \wedge \neg b) \quad \neg(O\neg a \wedge O\neg b) \quad ((1), (2), \text{推移律}, \text{ド・モルガン})$$

$$(4) \quad O(a \wedge b) \quad Oa \wedge Ob \quad ((3), \neg, \neg a/a, \neg b/b, \text{二重否定律}) \quad \text{Q.E.D.}$$

なお(4)の二重否定律は、厳密には(Oの内容に対してではなく)命題論理のレベルで適用されなくてはならない。しかし、長くなるので省略した。

65) T2 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad \neg O\neg a \vee \neg Oa \quad (A2, D1)$$

$$(2) \quad \neg(Oa \wedge O\neg a) \quad ((1), \text{ド・モルガン}, \text{交換律}) \quad \text{Q.E.D.}$$

66) T3 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad \neg Oa \vee Pa \quad (A2, D1, \text{交換律})$$

$$(2) \quad Oa \quad Pa \quad ((1), \quad) \quad \text{Q.E.D.}$$

この定理の導出に関して、以下も参照。von Wright 1981a, 400, 402; von Wright 1981d, 5; von Wright 2000, 174. なお、この定理とホーフェルドの分析との関係については後述する(2.E.)。

67) DR2 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad \alpha \quad \beta \quad (\text{前提})$$

$$(2) \quad \alpha \quad \alpha \wedge \beta \quad ((1), A0)$$

$$(3) \quad O\alpha \quad O(\alpha \wedge \beta) \quad ((2), DR1)$$

$$(4) \quad O\alpha \quad O\alpha \wedge O\beta \quad ((3), T1)$$

$$(DR3) \quad \alpha \beta \quad P\alpha \quad P\beta^{68)}$$

これらを用いれば、先の A1 と T1 に加え、さらに以下の 2 つの分配法則を導ける。

$$(T4) \quad Oa \vee Ob \quad O(a \vee b)^{69)}$$

$$(T5) \quad P(a \wedge b) \quad Pa \wedge Pb^{70)}$$

これら 4 つの分配法則の中で、T4 と T5 については、両辺が同値ではなく「一方通行」() となる点に注意したい。

DL1 は行為名説を採用するため、2. A. で述べたように、記号の読み方が通常の義務・許可のイメージに近いという利点がある。しかし他方で、

(5) $O\alpha \quad O\beta$ ((4),) Q.E.D.
 なお、(4) で T1 を使用しているが、DR2 の証明に必要なのは、実際にはそのうちの一部 ($O(p \wedge q) \quad Op \wedge Oq$) だけである。

ちなみに DR2 は、本稿の標準体系では派生規則の 1 つだが、標準体系の R3 に代えて、DR2 を採用する体系も広く用いられる。この体系では、標準体系での R3 は逆に派生規則となる。また、前述した T1 の一部 ($O(p \wedge q) \quad Op \wedge Oq$) を定理として導ける (証明はいずれも容易なので省略する)。

68) DR3 の証明は以下のとおり。

- (1) $\alpha \beta$ (前提)
- (2) $\neg\beta \quad \neg\alpha$ ((1), 対偶)
- (3) $O\neg\beta \quad O\neg\alpha$ ((2), DR2)
- (4) $\neg P\beta \quad \neg P\alpha$ ((3), D1)
- (5) $P\alpha \quad P\beta$ ((4), 対偶) Q.E.D.

69) T4 の証明は以下のとおり。

- (1) $a \quad a \vee b$ (拡大律)
- (2) $Oa \quad O(a \vee b)$ ((1), DR2)
- (3) $b \quad a \vee b$ (拡大律)
- (4) $Ob \quad O(a \vee b)$ ((3), DR2)
- (5) $Oa \vee Ob \quad O(a \vee b)$ ((2), (4), 構成的両刀論法) Q.E.D.

70) T5 の証明は以下のとおり。

- (1) $P\neg(a \vee b) \quad P\neg a \wedge P\neg b$ (T4, D1, ド・モルガン, 対偶)
- (2) $P\neg(a \vee b) \quad P(\neg a \wedge \neg b)$ (ド・モルガン, R3)
- (3) $P(a \wedge b) \quad Pa \wedge Pb$ ((1), (2), 推移律, $\neg a/a, \neg b/b,$
 二重否定律) Q.E.D.

なお(3)の二重否定律は、前掲注64と同様、詳細を省略している。

いくつかの問題点も指摘される。第1に、命題論理の演算子を行為名に付した場合の意味が明らかでない⁷¹⁾。たとえば、ある行為の「否定」とはどのような意味なのか？ その行為を「差し控える」ことなのか、それとも単に何もしないことなのか⁷²⁾？ 第2に、命題を表現する語彙をもたないため、通常の命題論理との互換性が悪い。第3に、行為変項は単独（つまり、義務演算子が前置されない形）では整式でないため、義務演算子のついた行為変項とつかない行為変項とが「混用(mixed)」された式は許されない⁷³⁾。つまり、たとえば行為変項 a, b を用いて、 $a \text{ } Ob$ のような表現は DL1 ではできない。第4に、義務演算子の内容は分子複合のみが可能のため、「高次階層(higher-order)」のつまり、義務演算子の「反復適用(iteration)」を含む式も認められない⁷⁴⁾。よって、たとえば POa のような式は、DL1 では整式ではない。

このうち第2と第3の問題点については、行為名説の枠内でも解決できる。DL2 は、この目的のために、DL1 に多少の変更を加えた体系である。まず、DL1 の語彙を以下のように変更する⁷⁵⁾。

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (a) 行為変項 | a, b, c, ... |
| (b) 命題変項 ⁷⁶⁾ | p, q, r, ... |

71) この指摘として、たとえば以下を参照。Føllesdal & Hilpinen 1981, 14; Hintikka 1981, 65-66; von Wright 1973a, 38; von Wright 1981a, 409; von Wright 1997, 427; 守屋 1971, 202 n. 7.

72) この違いについては後述する(4.C.)

73) アンダーソンによる批判である。Anderson 1966, 168 n. 36. その他、以下を参照。Føllesdal & Hilpinen 1981, 14; von Wright 1968, 15-16; von Wright 1981a, 409; von Wright 1981d, 6; Åqvist 1987, 20-21. ただし混用の問題点として、後掲注78も参照。

74) 前掲注73の該当箇所(Anderon 1966を除く)を参照。また、von Wright 1997, 427-28も参照。もっとも本文で後述するように、反復適用には難点もある。

75) この体系は、説明の都合上、私が作成したものである。DL2 を明示的に採用する論者は見当たらなかった。ただし一部の行動論理は、行為名と命題の関係を扱う点で、DL2 の発展形ともいえる(4.F.を参照)。

76) 命題を表す変項のことをこうよぶ。

((c)~(e)は, DL1 の(1) (b)~(d)と同じ)

そして, 整式に以下を加える。

(a) 任意の単独の命題変項

((b)~(d)は, DL1 の(1) (a)~(c)と同じ)

この変更により, たとえば $p \supset Oa$ のような式が可能となる(もちろん $a \supset Ob$ は, DL1 と同様に不可)。しかし行為変項と命題変項の2つを用いるのは, 少々複雑である上, 両者の相互関係が問題となる。たとえば, なぜ義務演算子の内容を行為変項に限定するのか? また, せっかく2種類の変項を用意しながら, ある行為 a がある事態 p を引き起こすという関係を表現できない⁷⁷⁾。DL2 の長所⁷⁸⁾を生かすには, さらに何らかの拡張が必要だろう。

加えて, 先の4つの問題点のうち, 第1と第4の問題点は DL2 でも未解決のままである。このうち, 特に第1の点は無視できないと思われる。DL1 にせよ DL2 にせよ, 行為名説を採用しつつこの問題を解決するには, 行為名を扱う新しい論理体系が必要だろう⁷⁹⁾。他方, 第4の点に関しては, 高次階層の義務演算子をどう解釈すべきかは定かでないため, 反復適用できないことは必ずしもデメリットではない。しかし, 特に真理様相論理との対応関係を重視する論者は, この制約を不要と考えることが多い。もしそうならば, やはり行為名説では不十分ということになる。

77) たとえば $a \supset p$ は, DL2 では整式ではない。

78) もっとも, 厳格な方法二元論を採用する場合には, DL2 への評価は異なりうる。というのも, 混用された式(たとえば, $p \supset Oa$)を文字どおり解釈すれば, まさに事実(p)から規範(Oa)を導いているからである。したがってこの立場からすれば, DL1 の制約はむしろ理にかなっている。

79) この問題意識は, 少なくとも一部の行動論理に見られる(4.E. を参照)。

C. 命題説にもとづく標準体系

これらの難点を根本的に解決するには、命題説を採用するのが一番である。DL3 は、DL2 から行為変項に関する部分をすべて削除したものに相当する。具体的には、言語の部分を以下のようにする⁸⁰⁾。

(1) 言語

語彙

- (a) 命題変項 p, q, r, \dots
- (b) 単項演算子 \neg, P, O, F
- (c) 2項演算子 \wedge, \vee, \dots
- (d) 補助記号 $(,)$

整式

- (a) 任意の単独の命題変項
- (b) 義務演算子が前置された、義務演算子を含まない1つの整式
- (c) \neg が前置された、1つの整式
- (d) 2項演算子で結合された、2つの整式

括弧の省略

(DL1(1)と同じ。ただし(c)の「や分子複合」の部分は削除)

(2) 公理

(DL1(2)と同じ。ただし公理中の行為変項は、すべて命題変項に置き換える)

(3) 推論規則

(DL1(3)と同じ)

(1) は、DL2 の(1) から^(a)を除いたものに相当する。(1) と(1) は、

80) 以下を参照。VON WRIGHT 1968, 14-17; von Wright 1981b, 105-06 (単項義務演算子を用いるという意味で、「義務論理の旧体系 (the Old System of Deontic Logic)」); von Wright 1991, 267 (体系 c)。

DL2 の対応部分から、分子複合に関する部分を除いたものである。なお推論規則は、メタ論理的変項⁸¹⁾を使用しているため、DL2 (よって DL1) のものをそのまま使用できる。

特徴は、まず義務演算子の内容を整式とする ((1) (b)) ため、命題 (これは (1) (a) により整式である) そのものを内容とできる。DL3 を命題説にしているのは、まさにこの (1) (b) である。このおかげで「混用」も問題なく可能であり⁸²⁾、DL1 や DL2 と比べて、論理体系としての表現力が大きく広がっている。ただし前述したように (2.A.)、命題説には、記号の読み方がやや不自然になるという難点がある。また、同じく (1) (b) によって、義務演算子の反復適用が制限される。DL2 のところで述べたように、この制約もそれなりに理解できるが、これを不要と考える論者も多い。

DL4 は、DL3 のこの制限を外したものに相当する。具体的には、DL3 の言語のうち、整式 ((1)) の部分を以下のように変更する⁸³⁾ (その他はすべて DL3 と同じ)。

- (a) 任意の単独の命題変項
- (b) 単項演算子が前置された、1 つの整式

81) 前掲注59を参照。

82) もっとも、混用には解釈上の難点がある (前掲注78を参照)。このため、命題説に立ちつつ、あえて混用を認めない体系も用いられる。DL3 にこのような制限を課したい場合は、以下の変更を加えればよい。第1に、語彙として、命題変項の「分子複合」の定義を加える (DL1(1) (a) の「行為変項」を「命題変項」に改めたものに相当)。第2に、DL3 での整式の定義 ((1)) から (a) と (b) を外し、代わりに DL1 の (1) (a) を加える。このような体系の例として、以下を参照。Hansson 1981, 122; von Wright 1967, 136。またこれを若干変更し、高次階層のみ混用を認める体系として、von Wright 1982, 5 も参照。なお、後者は反復適用を認めるので、むしろ DL4 に近い。

83) このような体系の例として、以下も参照。PRIOR 1962, 220-21; VON WRIGHT 1968, 82-83; von Wright 1991, 267 (体系 b); ÅQVIST 1987, 89-90; 田畑 1998b, 60。ウリクトは、これを義務論理の「標準体系 (the Standard System)」ともよぶ。以下を参照。von Wright 1981a, 403; von Wright 1981d, 5-6 (ただし公理が若干異なる)。

(c) 2項演算子で結合された, 2つの整式

このように, DL4 は, 4つの体系の中で最もシンプルに定義できる。DL4 は DL3 とともに命題説に立つため, 混用も可能である。加えて, DL4 では義務演算子の反復適用も問題なく認められる((1) (b)の再帰的適用により)。よって, 体系としての表現力は, 4つの標準体系の中で最も高い。これらの理由により, DL4 をベースとした義務論理体系は, 現在でも広く用いられている(もっとも, どのような公理⁸⁴⁾や推論規則⁸⁵⁾を採用すべきかについては諸説ある)。本稿でも, 命題説を検討する場合には, 主に DL4 を想定している⁸⁶⁾。

ただし, DL4 にも難点はある。最も深刻なのは, 義務演算子を反復適用した場合の意味である。たとえば, POp とはいったい何を意味しているのか? この問題を解決しないかぎり, DL4 がその他の体系よりも優れているとはいえないだろう⁸⁷⁾。また, 行為名説(DL1 と DL2)と命題説(DL3 と DL4)の対立も, 完全には決着がついていない。というのも, 命題説にも, すでに述べた記号の読み方のほか, ある行為を「省略する」(あるいは「差し控える」)ことを表現できない⁸⁸⁾, 行為のさまざまな態

84) 主な候補として, 以下を参照。Alchourrón 1972, 448-50; ÅQVIST 1987, 90-91; 田畑 1998b, 61-62. なお, 採用される公理が違っても, 実際には等しい体系のこともある。そのような例として, 前掲注67も参照。

85) 具体的には, いわゆる「O必然化」(つまり, $\alpha \rightarrow O\alpha$)が問題となる。ウリクトは, 当初からこれを明示的に拒絶していた(ウリクトのいう「義務的偶然性の原理(Principle of Deontic Contingency)」)。von Wright 1951a, 11. 以下も参照。PRIOR 1962, 221-23; von Wright 1981a, 402; von Wright 1981c, 159; von Wright 1981d, 6; 田畑 1998a, 53; 守屋 1971, 188. 他方, O必然化を認めても実害は少ないという指摘もある。Føllesdal & Hilpinen 1981, 13. 本稿の標準体系に近い体系で, この規則を採用する論者として, たとえば以下を参照。ÅQVIST 1987, 18, 19-20, 90; Hansson 1981, 128.

86) もっとも, 特に DL3 か DL4 のいずれかを指定していない場合は, どちらと解してもさしつかえない。

87) 私自身は, 反復適用された義務演算子は, ホーフェルドの言う「権能」を意味すると理解する。これについては別稿で検討したい。

88) この問題は, 行為を表す命題(2.A.を参照)の場合に起こる。たとえば, ある人A

様 たとえば、ある状態を「生み出す (produce)」ことと「維持する (sustain)」こと を適切に区別できない⁸⁹⁾、義務演算子のかかり先を行為者にできない⁹⁰⁾、などの問題点が指摘されるからである。

加えて、行為名説か命題説かにかかわらず、標準体系すべてに該当する批判もある。本稿の観点から最も重要なのは、1. で取り上げた相互定義 (つまり、許可規範を義務規範の不在と定義すること) への批判である。この批判は、標準体系に共通の定義 D1 に向けられているため、DL1~DL4 をはじめ、D1 を採用するすべての体系にあてはまる。また、それ以外にも多くの難点が指摘される。有名なのは、標準体系でさまざまなパラドックスが発生することだろう (いわゆる「ロスのパラドックス (Ross's Paradox)」⁹¹⁾)

について「Aが本を読む」を p で表せば、「Aが本を読む」ではないは $\neg p$ と表せる。しかし、「Aは本を (何らかの積極的な意味で) 読まない」つまり「Aが本を読むことを省略する [差し控える]」は、 p と真理関数演算子だけでは表現できない。(もちろん、この命題を別の変項 q で表すことはできる。しかしそうすると、 p と q がもつ共通の要素つまり、「Aが本を読む」が見失われてしまう。以下では、これを「共通要素の不可視性」の問題とよぶ。) よって命題説でも、行為の否定の問題は完全には解決しない。この点の指摘として、以下を参照。von Wright 1981a, 410.

89) von Wright 1997, 433-34. 4.H. も参照。

90) たとえばウリクは、「Everyone is permitted to do.」と「It is permitted that everyone does.」の意味の違いを指摘する (後者の許可は人ではなく、特定の事態に対するもの)。von Wright 1981d, 9.

91) この名称は、パラドックスの発見者である A・ロスに由来する。以下を参照。Ross 1944, 38, 41; Ross 1968, 160-63. その基本形は、行為名説で表せば $Oa \ O(a \vee b)$ である。その導出は、本稿の標準体系ならば、拡大律に直接 DR2 を使えばいい。あるいは DR2 を使わずに、以下のように導くこともできる (VON WRIGHT 1968, 20 による)。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| (1) $a \ (a \vee b) \wedge (a \vee \neg b)$ | (排中律, 分配律) |
| (2) $Oa \ O((a \vee b) \wedge (a \vee \neg b))$ | ((1), DR1) |
| (3) $O((a \vee b) \wedge (a \vee \neg b)) \ O(a \vee b) \wedge O(a \vee \neg b)$ | (T1, $a \vee b/a, a \vee \neg b/b$) |
| (4) $Oa \ O(a \vee b) \wedge O(a \vee \neg b)$ | ((2), (3), 推移律) |
| (5) $Oa \ O(a \vee b)$ | ((4), \wedge) |

ここで(5)は、 a または任意の行為 b が義務づけられることを意味する。たとえば a に「手紙を投函する」、 b に「手紙を焼き捨てる」を入れてみよう。すると、(5)によれば、「手紙を投函すべきだ」から「手紙を投函するか手紙を焼き捨てるかすべきだ」が導けることになる。これが、「ロスのパラドックス」である。もっとも、これはそもそもパラ

など) これらを考慮すれば、DL1~DL4 は、いずれもそのままでは不十分であり、何らかの修正あるいは拡張を要するといえそうである。

以上、行為名説と命題説の対立を軸に、代表的と思われる4つの標準体系を概観した。これにより、DL1~DL4のそれぞれに長所と短所があることが、ある程度示されたと思う。本稿では、各標準体系の優劣の比較や、標準体系そのものが抱える問題点にはこれ以上立ち入らない。本稿の次の課題は、先の相互定義(D1)の問題をめぐり、これら4つの標準体系にどのような拡張が可能なのかを明らかにすることである⁹²⁾。この目的のために必要な準備作業はほぼ終わったが、これら4つの体系とホーフェルドの分析との関係については、まだ詳しくは述べていない。本稿の最終目標はホーフェルド解釈への応用であるため、以下の2.D.と2.E.で、この問題にもふれておきたい。

D. ホーフェルドの分析との共通点

本稿の主眼は、先に示した4つの標準体系を用いて、ホーフェルド解釈上の問題点(批判1~批判3)を検討する点にある。このアプローチが可能であるためには、両者の基本構造が共通でなければならない。しかし両者の間には、共通点とともに相違点も多い。義務論理を用いたホーフェルド解釈の課題を示すために、以下でそれぞれを概観しよう。

ドックスではないと考える論者も多い。たとえば、以下を参照。Føllesdal & Hilpinen 1981, 21-22; 服部 1985, 89. 議論状況として、守屋 1971, 191 n.11 も参照。

なお、上記(3)からわかるように、先の導出には T1 (厳密には、その一部である O(a b) Oa Ob. 以下、これを T1' とよぶ)が必要である。もちろん、DR2 に相当する規則を直接採用すれば、T1' の有無にかかわらずこのパラドックスを導ける。しかしその場合は、その規則を使うことで、T1' を定理として導ける(前掲注67も参照)。よって、T1' を定理または公理としない体系では、このパラドックスは発生しないと言ってよい(証明は省略する)。

92) その際に本文中で、特に断りなしに、Pa や Oa、または Pp や Op などのように記すことがある。その場合は、前者ならば DL1 か DL2、後者ならば DL3 か DL4 をさすと考えていただきたい(もっとも、両者が交換可能な場合も多い)。

まず両者の共通点であるが、すでに明らかのように、ホーフエルトによる義務と特権（自由）の関係の理解は、標準体系での $D1(O\alpha =_{df} \neg P \neg \alpha)$ に対応している（これは DL1~DL4 のすべてに共通である）。D1 は、直接的には、義務規範が許可規範の不在で定義されることを示す。しかし簡単な変換により、 $P\alpha \rightarrow O \neg \alpha$ （つまり、許可規範は義務規範の不在）とも表される。これは 1. で述べた、ホーフエルトによる特権の理解に通じる。しかも標準体系では、義務規範と許可規範の関係を定めるのは、（少なくとも明示的には）これだけである。この点も、ホーフエルトの分析と共通している。

ところで標準体系には、行為名説にもとづくもの（DL1, DL2）と命題説にもとづくもの（DL3, DL4）とがあった。ホーフエルトの分析はどちらに属するのだろうか。ホーフエルト自身の見解は、必ずしも明らかでない。というのも、少なくとも形式的に見るかぎり、ホーフエルトは根本的法的諸概念の内容として、句（行為名に相当）と節（命題に相当）の両方を用いているからである。具体的には、権利・無権利には節を、それ以外には句を用いる傾向がある⁹³⁾（ただし、免除は用例が少なく判別困難⁹⁴⁾）。このうち、第 1 階層の 4 概念について、それぞれの骨組みだけを取り出せば、以下ようになる（句と節の違いを示すために、英語のまま記す。φ には任意の動詞句を入れよ）

X has a *right* against Y that Y shall φ

Y is under a *duty* toward X to φ

93) 主に、以下を参照した。Hohfeld 1909, 293f; Hohfeld 1913a, 316-18, 320-31, 334; Hohfeld 1913b, 553-57（ほとんどの例が該当。例外は後掲注 97 と 98 を参照）, 569 n. 34, 571 n. 36; Hohfeld 1917b, 768-69; Hohfeld 1917c, 71-74, 82, 85, 86, 89, 94-95, 96-101; HOHFELD 1964, 32-33 [9-10], 38 [13], 39 [14], 41-42 [16], 41 n. 39 [38 n. 43], 51-55 [22-24], 58-59 [26-27], 60-61 [28-29], 60 n. 90 [46 n. 92], 73-74 [53-54], 77 [56-57], 80 [59], 85 [64], 86 n. 51 [96 n. 47], 92-94 [72-73], 96-97 [75-76], 101-02 [80-81], 104-06 [83-84], 110-12 [87-89] .

94) 節を用いる用例として、HOHFELD 1964, 97 [75-76] がある。他方、句を用いる用例としては、「からの免除 (immunity from)」の形がいくつかあるが（たとえば、Hohfeld 1913a, 317, 318; HOHFELD 1964, 61 [28-29] ）、動詞句（不定詞や動名詞）と結びついた用例は見つからなかった。

Y has the *privilege* against X⁹⁵⁾ of not⁹⁶⁾ ϕ -ing

X has a *no-right* against Y that Y shall ϕ

法的概念の内容を、と は that 節で、は不定詞で、は動名詞で示していることがわかる。これに対して、権利⁹⁷⁾や無権利⁹⁸⁾に句を、あるいは義務に節を⁹⁹⁾使う例も少数ながら存在する。しかし、これらは例外と見ていいだろう¹⁰⁰⁾。いずれにせよ、句と節の両方が用いられている以上、行為名説と命題説のどちらに属するかを形式的に決めることはできない。

ただし、次の点に注意すべきである。それは、ホーフエルトが上記の形を用いる場合、常に、次の2つのルールを守っていることである¹⁰¹⁾。第1に、動作主とその行為を節に含めること。先の では、Y と ϕ がそれである。これにより、節は常に、命題の中でも「行為についての命

95) この位置に「against X」を付す用例として、以下がある。HOHFELD 1964, 41 [16] (ただし「as against」、動詞句は「in relation to」); 77[57] (ただし動詞句と結びつかない)。また動詞句の後に付す用例として、HOHFELD 1964, 93[72] も参照 (ただし「as against」)。なお Hohfeld 1913b, 554 (例26) の「against X」は、意味的に、privilege ではなくその内容となる動詞句と結びついている。

96) この「not」を付す理由として、三本 2007, 151 を参照。

97) 大きく、以下の2つの用法がある。第1に、意味上の主語がYである場合。以下を参照。Hohfeld 1913b, 555 (例42), 556 (例52で「に対する権利(right...for)」)。第2に、意味上の主語はXだが、内容的にはYの行為をさす(つまり、受身的な表現になっている)場合。以下を参照。Hohfeld 1909, 293 (「受け取る権利(right to receive)」); Hohfeld 1913b, 553 (例13~15), 555 (例41); HOHFELD 1964, 53[23]。

98) 一部で、「に関する無権利(no-right as to)」という表現が用いられる。以下を参照。Hohfeld 1913b, 553 (例17, 18), 554 (例24, 30)。

99) 以下を参照。Hohfeld 1909, 303 (「土地(land)」が主語); HOHFELD 1964, 41 [16], 93 [72]。

100) 前掲注97-99の典拠は、大半が Hohfeld 1913c 以前に出版されていることに注意。なお、1913年に公表された論文のうち、Hohfeld 1913a は5月号、Hohfeld 1913b は6月号、Hohfeld 1913c は11月号に掲載されている。

101) 前掲注93にあげた箇所での用例を参照。ただし例外として、以下も参照。HOHFELD 1964, 85[64]((b)4.)、103[83]。これらは、いずれも受身的な表現であることに注意。なお権利に句を用いる場合(前掲注97)でも、Yを明示してY主語の節に書き換えれば、すべて、ここでの2つのルールをみたと考えられる。

題」¹⁰²⁾を表すものとなる。第2に、節中の動作主を常に義務者と一致させること。では、2か所のYがこのことを示している¹⁰³⁾。これにより権利の内容は、常に「権利者以外の人の」行為に限定される(ゆえにホーフフェルドの分析では、「...する権利」という概念は存在しない)¹⁰⁴⁾。

この2つの制約を、どのように理解すべきだろうか？ まず考えられるのは、これらの制約を、ホーフフェルドが行為名説に立つ証拠とみる立場である。この解釈によれば、ホーフフェルドにとってはあくまで行為こそが主であり、節を用いるのは、英語表現としての自然さなど、やむをえない場合に限定される。そして先の2つの制約は、節を使う場合に、できるだけ句の場合と同じ意味になるよう、ホーフフェルドがあえて設けたと理解される。おそらくこの解釈が、ホーフフェルド自身の見解に近いと言っていいだろう。実際、ホーフフェルド解釈としてもしばしば主張される¹⁰⁵⁾。

102) この類型については2.A.を参照。

103) もっとも、「against Y」の部分は省略されることも多い。しかしその場合でも、内容的には、両者は常に同一である(だからこそ省略できるともいえる)。

104) 3.B.を参照。

105) ホーフフェルドの分析を行為名説に位置づける論者として、以下も参照。LINDAHL 1977, 41-42(ただしリンドahl自身は別); SUMNER 1987, 25 n. 14. なお Kramer 1998も、用例を見るかぎり、基本的にはこの立場と思われる。ただし正確には、区別不要説かもしれない。Id. at 9を参照(「同じ活動や事態(activity or state of affairs)に関して」)。

なお行為名説のうち、DL1かDL2かという問題もある。詳しくは立ち入らないが、ホーフフェルドによる「主要事実(operative facts)」の議論は、DL2のような体系を示唆すると思われる。ホーフフェルドによれば、主要事実とは「適用可能な一般的法ルールのもとで、法律関係を変動させる……のに十分な(suffice)事実」のことである。HOHFELD 1964, 32 [9]. これはたとえば、ある義務Oaを発生させる主要事実がp, q, rの3つだとすると、 $p \wedge q \wedge r \rightarrow Oa$ のように表せるだろう。しかしこの表記法は、DL1では整式ではない(2.B.を参照)。(主要事実が行為ならば、DL1でも、たとえば $O(a \wedge b \wedge c \rightarrow d)$ のように表現できる。しかし、主要事実は行為だけとはかぎらない。)

もっとも、ホーフフェルドを厳格な法実証主義者とみるならば、先のような「混用」とはなじまない(前掲注78を参照)。ホーフフェルドが「法的概念」と「法的でない概念」を明確に峻別することについて、以下を参照。HOHFELD 1964, 27-31 [5-9]. また、前掲注1の図も参照。この点を重視する場合、先の主要事実は、DL1でもDL2でも表現できないことになる。

これに対して、ホーフエルトを命題説に位置づける解釈も可能かもしれない。この解釈によれば、先ほどとは逆に、節こそが主であり、句はその代用にすぎない。先の2つの制約は単なる偶然であり、実際には任意の命題をとれるが、たまたまホーフエルトのあげる例が片寄っただけだとされる。この立場は、ホーフエルト自身の見解からは離れる¹⁰⁶⁾ので、むしろ修正説と位置づけるべきだろう(ただし、テキスト上の根拠も一応ある¹⁰⁷⁾)。この解釈は、命題説の長所を生かせるため、主に、義務論理を用いたホーフエルト解釈で広く支持されている¹⁰⁸⁾。

ホーフエルト自身の意図がどうだったのかという問題は、それ自体として興味深いテーマである。しかし本稿では、これ以上は立ち入らない。本稿にとってより重要なのは、義務論理体系としてどちらの解釈が妥当か、である。そしてこの問題は、結局のところ、行為名説と命題説の対立をどう解決するかにかかっている。この問題は、後に行動論理を検討する際に再び取り上げたい(4.)

E. ホーフエルトの分析との相違点

ここまででは、主にホーフエルトの分析と標準体系の共通点に着目した。しかし他方で、両者には重要な相違点もある。ここでは、次の2点だけを指摘しておきたい。第1に、そもそもホーフエルトの分析は、その対象が、先の標準体系を含む通常の義務論理とは異なる。簡単に言えば、ホーフ

106) 特に、第2の制約を外すと、自分の行為に対する権利(「...する権利」)も肯定せざるをえない。これは、ホーフエルト自身の見解に反する。後掲注129を参照。

107) 義務に節を用いる場合(前掲注99)がそれである(ただし、用例が少ない)。また前掲注105で言及した、主要事実についてのホーフエルトの見解も傍証となりうる。同注では主要事実をDL2で定式化したのが、同様のことを命題説で行ってみよう。するとたとえば、ある義務Osに対して、 $p \wedge q \wedge r \rightarrow Os$ (または、 $O(p \wedge q \wedge r \rightarrow s)$)のように示せる。ここで、p, q, rに先の2つの制約がないことは明らかである。したがって、法的概念の内容(Osのs)にも制約がないと考えるほうが、命題の扱いとして一貫性がある。

108) ただし、そのほとんどは行動論理も合わせて導入する。このため、本稿のDL3やDL4をそのまま使うわけではない。諸説の概観として、5.A.を参照。

ルドのいう義務と特権(自由)は、必ず特定の2当事者間での法律関係である(2.D.の～の例では、XやYがそれである)¹⁰⁹⁾。たとえばJ・オースティンの「絶対的義務」¹¹⁰⁾に相当する概念は、ホーフエルトの分析には出てこない¹¹¹⁾。ホーフエルトの分析では、個別の当事者に言及しない(その意味で普遍的な)規範を表現できないのである¹¹²⁾。

逆に、先の4つの標準体系は、いずれも「個別」の法律関係をストレートに表現できない。標準体系での義務規範(O)と許可規範(P)は、特定の当事者には言及しない(その意味で普遍的である)。このことは、DL1~DL4のいずれも、個体を示すための語彙(個体変項や個体定項)をもたないことから明らかである¹¹³⁾。両者は別の次元の話であり、本来は区別すべきである¹¹⁴⁾。

では、両者をどのように統合すべきか? そもそもこの2つでは、どちらが「基底的」なのか? 義務論理を用いたホーフエルト解釈では、この問題をどう解決するかが、1つの重要なポイントとなる。

109) この方法論は、リアリズム法学に通じる。ホーフエルトとリアリズム法学の関係について、前掲注2を参照。

110) AUSTIN 1996, 413-19.

111) この指摘として、以下も参照。SUMNER 1987, 24-25; WELLMAN 1985, 27.

112) あるとすれば、個別的法律関係の集合体の省略形としてのみである。以下を参照。Kramer 1998, 9 n.9; 亀本 2010, 92 n.23; 三本 2010, 212 n.31。なおクレイマーは、この点ではホーフエルトから距離を置く。Kramer 1998, 10 n.9, 49f を参照。

113) もちろん命題説(DL3またはDL4)をとる場合なら、たとえばXY間でのある行為Aについて、Opのpに「XがYに対しAする」という事態を入れれば、その義務(O)の内容がXの行為であることを表現できる。しかし、その義務を誰が負うのか(つまり、Xなのか、X以外の誰かなのか、それともXを含む数人なのか)は、DL3でもDL4でも表現できない。もちろん通常は、この点はあまり問題にならないだろう。しかし理論的には、他人の行為に対して義務を負うことも十分考えられるのである(使用者責任などの例を考えよ)。この問題は、義務演算子の「インデックス化」の問題として、後に再び取り上げる(6.B.を参照)。

114) 両者の違いの指摘として、以下を参照。LINDAHL 1977, 33-34; SUMNER 1987, 24。なお、同様のレベルの違いは、それぞれが対象とする「行為」そのものにも存在する(4.E.を参照)。

第2に、採用される公理についても、根本的な違いがある。そもそもホーフエルトの分析には「公理」という発想そのものがないが、その点は置くとしても、義務論体系で広く用いられているA1やA2(それゆえ、たとえばT3も)に相当する概念すら、ホーフエルトの分析では明示されていない。これは、義務論的なホーフエルト解釈にとって、1つの障害となると思われる。これを単なる不備として片づけていいのだろうか。あるいはそこに、何か意味があるのだろうか¹¹⁵⁾。1つ注目してよいと思われるのは、先の公理(A2に相当するもの)がない体系では、「法の矛盾」が発生しうる点である(3.D.を参照)。この点をどうみるかは立場により異なるだろうが、法に矛盾を導入するために、ホーフエルトが意図的にA2を削除したとみる余地もありそうである。

その他、標準体系のみに見られる特徴としては、プリミティブの数が1つであること(ホーフエルトの根本的法的諸概念は、第1階層にかぎれば4つ)¹¹⁶⁾、ホーフエルトのいう権利や無権利に対応する概念がないこと、また第2階層(権能、責任、免除、無能力)に相当する諸概念がないこと、などが指摘できる。しかし、本稿の考察に関するかぎりでは、これらの点に立ち入る必要はないだろう。よって、以上で準備作業を終えたこととし、さっそく、冒頭にあげた3つの批判について、義務論理を用いた検討に入ることにしたい。

115) 私は別稿で、ホーフエルトのこの立場は規範間の論理関係を否定するものと理解した。しかしその場合、標準体系のD1(に相当するもの)を肯定するのは不徹底だと批判される。三本2007,154-55を参照。この観点からは、仮にD1を採用するならば、そうすべき積極的な理由が必要と思われる。

116) もっとも、この違いは大きなものではないだろう。正確には、ホーフエルトの根本的法的諸概念は、プリミティブそのものではなく、むしろ標準体系の3つの義務演算子(P, O, F)を合わせたものに相当すると思われる。そして標準体系の場合(前掲注51)と同様、第1階層の4つの概念は、いずれもプリミティブになれる(関連して、前掲注12も参照)。言い換えれば、4つの概念は対等の地位にある。ホーフエルトが根本的法的「諸」概念という言い方をするのは、この点を強調するためではないだろうか。この観点から、私は、できるかぎり「諸」の語を補って訳すようにしている。

F. 拡張体系の概観

1. で述べたように、本稿では、義務論理における「強い許可」と「弱い許可」の区別に焦点を当てる。本稿の4つの標準体系では、両者の区別に相当するものは（少なくとも直接は）定義されていない。したがって、もしこの区別が必要だと考えるならば、それに相当する概念を体系内の語彙で（間接的に）表現するか、あるいは標準体系そのものを修正・拡張する必要がある。

しかしながら、強い許可の理解についての定説はまだない。また、許可の強弱の区別を明示的に定義するわけではないが、両者の区別に応用できそうな概念を含む体系もある。本稿では、これらの体系をまとめて、**義務論理の拡張体系**（extended systems）とよび、代表的な見解を9つの立場に分けて検討する¹¹⁷⁾（そのうち多くは、ウリクトの見解にもとづく¹¹⁸⁾）。以下では、それぞれを順に**A説**～**I説**とよぶ。また拡張体系ごとの公理（A）・推論規則（R）・定義（D）・定理（T）については、

A, R, D, T のいずれか + 拡張体系を示す文字 + 数字

の形式で示す。たとえばAD1は、D説の1つ目の公理をさす。なお、拡張体系を示すアルファベットは、同時に3.の下位区分にも対応している。よって、たとえばAD1の詳細は、本稿の3.D.を参照すればわかる。

これらの拡張体系は、標準体系への修正がどの程度必要かに応じて分類できる。A説～I説は、おおよそ、修正の度合いが少ない順に並んでいる。まず第1に、変更が最も少ないのは、A説とB説である。この2つは、標

117) なお、検討する論者が本稿とは違う表記法を採用する場合でも、必要に応じて、本稿の表記法（先のDL1～DL4のいずれか）に直す。

118) これはウリクトが、許可の強弱の問題を徹底的に考察した代表的人物だからである。なお、ウリクトの文献に少しでも接すれば一目瞭然だが、その見解の変遷はきわめて多岐にわたり、互いに両立するのかどうかすら明らかでない場合も多い（このことは、本稿の以下の記述からもわかるはずである）。それゆえ、以下ではしばしばウリクトの見解に言及するが、それらがすべて同一の立場をさすわけではないことに注意。

準体系に変更を加える必要はない(せいぜい定義を加えれば十分)。第2に、標準体系の公理あるいは定義のみを変更(あるいは追加)するグループ。これはC説とD説である。第3に、公理の変更では足りず、より大がかりな修正が必要なグループ。残るE説～I説がこれである。具体的には、まずE説は、標準体系が依拠する命題論理そのものを拡張する。またF説～H説は、それぞれ順に、行動論理・述語論理・真理様相論理を標準体系に追加する。そして残るI説は、義務論理に集合論を導入する。

これら9つの拡張体系は、1. で述べた3つの批判のうち、いずれか1つ(または複数)に対して応答している。まず批判1(自由と選択の関係)に
 応答するのは、A説とC説である。また批判2(特権あるいは自由と法的保護の関係)に対しては、B説が応答する。最後に批判3(特権のもつ義務が「不在にされた」という含意)に

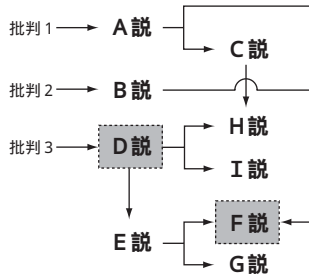


図2 拡張体系の比較

するのは、残るD～I説である。参考までに、各説の相互関係を図2に示した(図中の矢印は、各説の間に何らかの意味的なつながりがあることを示す。厳密な意味での論理関係ではない)。なお、このうち本稿が特に注目するのはD説とF説である(図中で色を付けて示した)。D説については3.D.で、F説については3.F.と4.で検討する。

以上の簡単な比較をもとに、次節では、各説の特徴をさらに詳しく見ていこう。

3. 許可の強弱をめぐる諸説

本節では、前節の最後(2.F.)で概観した9つの拡張体系(A～I説)を扱う。これらは、いずれも何らかの形で、強い許可と弱い許可とを区別

している。以下ではこの区別を中心に、まず、各説を順に概観する(A. ~ I.)。その上で、本稿における暫定的な結論を示す(J.)。

A. 片面的許可と両面的許可の区別

まず批判1から検討しよう。批判1は、ホーフエルトの特権(自由)に「選択」の要素 これは、特に「自由」という語の特徴である がないことを批判するものだった。この点に関連して、ホーフエルト解釈の文脈でしばしば言及されるのが、ハートによる「片面的自由(unilateral liberty)」と「両面的自由(bilateral liberty)」の区別である¹¹⁹⁾。

このうち片面的自由は、1. で述べたホーフエルトの定義(1)と同じである。ホーフエルト自身も述べているとおり、ある人Xがある行為aについて、「aする(片面的)自由」をもつとしても、それだけでは、Xが「aしない(片面的)自由」をもつかどうかまではわからない(Xが同時に「aする義務」を負う場合もありうる)。他方、両面的自由とは、「aする(片面的)自由」と「aしない(片面的)自由」とを同時にもつ場合をさす。つまり、Xが「aする両面的自由」をもつ場合、Xはaするかどうかを「選択」できることになる。ハートによれば、この両面的自由こそが法的自由の本質である。

ハートの主張は、権利についての選択説¹²⁰⁾と密接不可分である。ハートの意図は、選択説を擁護するために、片面的自由ではなく両面的自由を「自由」概念の中心に位置づけることにある。したがってハートは、ホーフエルトの分析に対して批判的である。しかし、ホーフエルトの枠組みでも両面的自由を問題なく定義できることは、先の説明から明らかではないだろうか¹²¹⁾。たしかに、そこでの両面的自由は「プリミティブ」ではな

119) ハート 1987, 104-05, 114-15. また、ロスによる「許可(permission)」と「自由(liberty)」の区別も同旨である。以下を参照。ROSS 1958, 164; ROSS 1968, 128-29. その他、以下も参照。SUMNER 1987, 26-27; WELLMAN 1985, 61-63.

120) ハートによる定式化として、ハート 1990, 38を参照。

121) 同旨として、以下も参照。WELLMAN 1985, 64-66; 亀本 2010, 86-89.

く、派生的な概念である。おそらくハートは、この点が不満なのだろう。しかし論理的には、派生的だから重要性が劣るなどということはまったくない¹²²⁾。ハートの洞察は、ホーフェルドの分析の内部でも100%発揮されるのである。もしこの説明に納得しないなら、ハート側としては、片面的自由ではなく両面的自由をプリミティブとする体系を示す必要があるだろう。しかし、そのような体系は可能だろうか？

以上が、批判1に対する、私の直接の応答である。ただし、この両面的自由に相当する概念は、本稿の後の議論でも必要となる。そこで、この概念を義務論理的に定義しておきたい。義務論理においてハートの見解に対応するのは、強い許可を、2つの弱い許可の組み合わせと理解する立場である。具体的には、弱い許可 $P\alpha$ に対し、強い許可は $P\alpha \wedge P\neg\alpha$ と理解される(論者によっては、これを $I\alpha$ と定義する)¹²³⁾。他の説による許可の強弱の定義と区別するために、先のハートの用語法に従い、以下ではこの意味での弱い許可を「片面的許可」、強い許可を「両面的許可」とよぶことにする。

両面的許可を $P\alpha \wedge P\neg\alpha$ で表す場合、特に標準体系を変更する必要はない。あるいはせいぜい、新たに両面的許可を表す単項演算子 I を追加し、

$$(DA1) \quad I\alpha =_{\text{df}} P\alpha \wedge P\neg\alpha$$

のような定義を1つ追加すれば十分である(以下では、標準体系に DA1 を加えた体系を **A説** とよぶ)。

この新しい演算子 I を用いると、標準体系の特徴を明確に示せる。そもそも標準体系では、(命題説を前提にすれば) 任意の事態 p について

122) そもそも相互定義の場合、何をプリミティブとするかはかなり便宜的な問題である。PではなくOをプリミティブにもできることについて、前掲注51を参照。

123) ウリクトも、当初からこの見解を示している(もっとも強弱ではなく、「より狭い(narrower)」と表現しているが) von Wright 1951a, 3-4。以下も参照。Anderson 1966, 171; Opalek & Woleński 1973, 170。

$Pp \vee P \neg p$ が成り立つ (A2)。この「 \vee 」が排他的ではない点に注意すれば、 p について可能な組み合わせは、以下の 3 つとわかる。

- (i) $Pp \wedge \neg P \neg p$
- (ii) $Pp \wedge P \neg p$
- (iii) $\neg Pp \wedge P \neg p$

このうち(i)の $\neg P \neg p$ は、D1 により Op (これは T3 より、 Pp を含意する) と等しい。また(ii)は、DA1 により Ip と等しい。そして(iii)の $\neg Pp$ は、D2 により Fp (これは $P \neg p$ を含意する) に等しい。よって、仮に排他的選言を \vee で表すと、A 説では、(i)~(iii)をまとめて

$$(TA1) \quad Op \vee Ip \vee Fp$$

が成り立つ¹²⁴⁾。言い換えれば、標準体系や A 説において、法の欠缺や矛盾は存在しない¹²⁵⁾。この特徴については、後に再び取り上げたい (3. D.)。

先に述べたように、私見によれば、A 説は批判 1 への解答として説得力をもつ。よってこの説に立ちつつ、さらに批判 2 や批判 3 にも応答できるように拡張を施すのが、妥当なアプローチだろう。しかし義務論理においては、基本的に A 説に立ちつつ、より野心的な主張をする論者もいる。オパウェクとヴォレンスキ (以下、O-W) がそれである¹²⁶⁾。O-W によれば、「強い許可 / 弱い許可」の区別にかかわる問題は、すべて「両面的許可 / 片面的許可」の区別に解消される。その他の許可の区別は、語用論

124) Opalek & Woleński 1973, 171 を参照。

125) もっとも、I 演算子を採用しつつ、同時に法の欠缺を認める体系も可能である。この点についての考察として、守屋 1971, 206-11 を参照。また 3.D. の整理も参照。

126) O-W は、基本的に命題説に立つようである。Opalek & Woleński 1973, 172-73 を参照。もっとも O-W の体系は、以下の点で本稿の標準体系と異なる。第 1 に、義務演算子の解釈に集合論を用いる。第 2 に、その帰結として、O や F がプリミティブであり、P は派生的概念にすぎないと論じる。Id. at 169, 173-76; Opalek & Woleński 1991, 341f. このうち前者については、後に再び取り上げる (3.I.)。

の次元では重要かもしれないが、義務論理としては不要とされる¹²⁷⁾。

O・Wの見解が正しければ、A説は、批判1だけでなく、批判2や3への解答としても十分だということになる。しかし、はたしてそうだろうか？ 私はそうは思わない。その理由は、本稿の残りの議論から明らかになるはずである。

B．両面的許可の細分化

A説で定義した両面的許可は、その強弱の程度に応じて、さらにいくつかに分類できる。B説はこの発想にもとづき、A説をさらに発展させる(もっともA説と同じく、標準体系そのものに変更を加えるわけではない)ウリクトが、1963年の『規範と行動』¹²⁸⁾で示したのは、まさにこのような見解だった。

まずB説の基本発想を、ホーフエルトの分析を用いて説明しておこう。ホーフエルトの分析では、ある行為aについて、「aする特権(自由)」と「aするのをじゃまされない(または、助けてもらう)権利」とは、厳格に区別される必要がある(前者は自分の行為を、後者は他人の行為を内容とする)¹²⁹⁾。ホーフエルトによれば両者の間に論理関係はなく、併存するとはかぎらない。つまり、ある特権(自由)は、対応する権利を伴うことも伴わないこともある¹³⁰⁾。ここで、権利を伴う特権(自由)は、伴わな

127) Opalek & Woleński 1973, 176f; Opalek & Woleński 1986, 83; Opalek & Woleński 1991, 336.

128) VON WRIGHT 1963. ただしウリクトは、同書でOとPの相互定義を拒絶し、両者をもにプリミティブとしている(後掲注170を参照)。この点で、同書の議論はB説とは異なる。

129) 三本 2010, 197-98を参照。また同旨として、以下も参照。Hohfeld 1917c, 94-95; Kramer 1998, 13-14; Williams 1956, 1145. なおホーフエルトは、この観点から、「通行地役権(right of way)」における「権利」の要素を、特権の行使に「干渉(interfere)」されない権利と説明している。Hohfeld 1917c, 71, 73.

ちなみに、一般に「...する権利」という語がしばしば用いられる。しかしこれは、ホーフエルト的には、本文で後述する(i)-(iii)のいずれか、またはそれらの複合形と解される。

130) ハートによる「保護境界(protective perimeter)」論や、ペンサムによる「裸の権利」と「服を着た権利」の区別も同旨である。ハート 1987, 110-13を参照。

い場合のそれよりも「強い」といえるのではないか？ 言い換えれば、特権や自由がもつ「法的保護」の側面を、権利という用語を使って表現できるのではないか？ もしそうだとすれば、それは、先の批判2に対する1つの解答となるだろう。

この発想を、標準体系(と、先のA説)の枠内で表現したのがB説である。B説は、A説の両面的許可をさらに細分化する。たとえば、ある人Xに対して、(行為名説を前提に)ある両面的許可Iaが与えられたとしよう。その場合、Xはaをすることもしないこともできる。しかし、このIaだけでは、他の人々がXの選択に干渉できるかどうかはわからない。可能性としては、別の人々に(不干渉あるいは補助の)義務を課す場合と、そうでない場合とがありうる。より具体的には、XにIaを与える場合、他の人々に対しては、

- (i) 何の義務も課さない
- (ii) Fb を課す(ただし、bは「Xがaするのをじゃまする」)
- (iii) Oc を課す(ただし、cは「Xがaするのを助ける」)

のいずれかの選択肢がある。Xとの関係では、(ii)は(i)よりも、また(iii)は(ii)よりも、保護の度合いが強い(この意味で、「強い許可」である)。しかも、ここでのFbやOcのような式はすでに標準体系で定義されているため、標準体系の変更は不要である。

B説は標準体系にもとづく主張だが、ホーフエルトの分析との対応関係は明らかだろう。ホーフエルトの用語では、先の(i)は、Xがaする「両面的自由」のみをもつ場合といえる¹³¹⁾。他方(ii)は、Xがその自由に加え、「aするのをじゃまされない権利」を、(iii)は「aするのを助けてもらう権利」をもつ場合である¹³²⁾。これら3種類の自由のうち、(ii)や(iii)は、まさ

131) ウリクトはこの状態を、「容認 (toleration)」と表現している。VON WRIGHT 1963, 88-89 [訳106-07]; von Wright 1989b, 867.

132) ウリクトは、(ii)を「権利 (right)」, (iii)を「請求権 (claim)」とよぶ。VON WRIGHT

に通常の「(法的)自由」という語のイメージに近いと思われる¹³³⁾。本稿の位置づけでは、B説の意義はこの点にある。

もっとも、より厳密な考察をするには、B説では不十分である。最大の問題点は、標準体系では規範の名宛人を表現する手段がないことである。たとえば、先の(i)~(iii)のうち、(ii)と(iii)では、XをFbやOcの名宛人から除外する必要があると思われる(そうしないと、X自身にもbやcをする義務があることになるが、これは意味不明だろう)。また標準体系では、Xが権利者だということを少なくとも直接には表現できない(ii)や(iii)のような表現から、反射的に示されるにとどまる)。これらの点では、ホーフエルトの分析のほうが優れているといえるだろう。

ただし、ホーフエルトの分析でも十分ではない。というのも、B説と同様、ホーフエルトの分析には、「じゃまする」や「助ける」などの概念を正確に表現する手段がないからである。たとえば、

(iv) Xがaするのをじゃまする

(v) Xがaするのを助ける

という2つの表現を比べると、両者には共通の要素(「Xがaする」)が含まれている。しかしこの共通部分は、B説でもホーフエルトでも明示できない。(iv)と(v)は、この要素に関して何らかの論理関係にあると思われるが、いずれの立場でも、そのような論理を扱えない¹³⁴⁾。本稿で後に扱う行動論理は、このような問題を解決するためにも必要である。

なお、批判2に応答する上で、別の問題も残されている。それは、自由のうち、他者に義務を課さない類型(先の(i))についてである。B説の整

1963, 89-90 [訳106-07]。権利・請求権と容認の違いは、後者の場合は対立する命令を出しても不整合にならない点にある。Id. at 204-07 [訳247-49]。ただし、ホーフエルトの用語法(前掲注129)との違いに注意。ウリクトのいう権利や請求権は、ホーフエルトには自由と権利を合わせた概念に相当する。Id. を参照。

133) (ii)はいわゆる消極的自由、(iii)は積極的自由に相当する概念といえる。

134) 同様の「共通要素の不可視性」の問題を、すでに命題説に関して指摘した(前掲注88)。

理から、自由+権利の類型(ii)や(iii)に法的保護の側面があることはわかる。しかし、(i)はどうだろうか？これは単なる「義務の不在」であり、法的概念とはいえないのではないか？この批判にどう応答するかは、結局のところ、「法とは何か？」という根本問題に帰着する。しかし本稿では、この問いへの深入りは避けるほかない。本稿でできるのは、先の(i)の類型をさらに分析し、「法とは何か？」という問いの意味をより明確にすることくらいである。この観点では、冒頭で批判3として指摘した、義務が「不在である」場合と「不在にされた」場合の区別が重要と思われる。この問題については、3.D.で検討する。

C. 自由選択許可

ここで、批判1が指摘する「選択」の問題に話を戻したい。この要素を義務論理体系に導入する場合、考えられるのは、先のA説(や、その拡張であるB説)だけではない。ウリクトが1968年の『義務論理と行動一般理論に関する試論』で提示した、「自由選択許可(free choice permission)¹³⁵⁾」という概念もその1つである。以下では、この概念を採用した体系をC説とよぶ。名称がまぎらわしいが、この自由選択許可は、先のA説のいう「両面的許可」とはまったく別の概念である。C説では、A説やB説と異なり、標準体系に公理を追加する必要がある。

C説の基礎にあるのは、標準体系の公理の1つであるA1への疑問である。この点を、ウリクトがあげる例¹³⁶⁾をもとに説明したい。たとえば、ある人Xが、

- (i) 「働くか休むかしていいよ(you may work or relax)」(つまり、 $P(a \vee b)$)

と言われたとしよう。これはA1によれば、

135) VON WRIGHT 1968, 22.

136) von Wright 1967, 137; VON WRIGHT 1968, 21; von Wright 1981a, 417; von Wright 1981d, 7-8.

- (ii) 「働いていいか、または休んでいいかだよ (you may work or you may relax)」 (つまり, $Pa \vee Pb$)

と同値である。しかしこれは、(i)の通常理解とは異なるだろう。むしろ (i)は、

- (iii) 「働いてもいいし、休んでもいいよ (you may work and you may relax)」 (つまり, $Pa \wedge Pb$)

を意味するのではないだろうか。

C説はこの発想にもとづいて、標準体系に変更を加える。具体的には、標準体系の公理に、以下の AC1 を追加する¹³⁷⁾。

$$(AC1) \quad P(a \vee b) \rightarrow Pa \wedge Pb$$

ここでの $P(a \vee b)$ が、「自由選択許可」である。言い換えれば、この許可を与えられた人は、 a か b かを「選択」できる（この意味で、通常の許可よりも「強い」といえる¹³⁸⁾）。とはいえ、A説のいう「両面的許可」との違いは明らかだろう。つまりC説は、批判1への応答として、また別の可能性を示している。

しかしながら、C説に対しては以下の批判がある。第1に、先の言語的直観は、論理的真理とまでいえるだろうか。もともとウリクトは、日常言語では、AC1 が成り立つ場合とそうでない場合とがあることを認めていた¹³⁹⁾。また、日常言語での「または (or)」が「かつ (and)」の意で用いられる場合があるとの指摘もある¹⁴⁰⁾。これらの指摘が正しいとすれば、

137) この公理は、前掲注136の該当箇所而言及されている（最後の2つは、両辺を同値としている）。

138) von Wright 1981c, 160; von Wright 1989b, 866.

139) von Wright 1951a, 7 n.1. もっともその後のウリクトは、この解答に満足していない。以下を参照。von Wright 1967, 138; von Wright 1968, 21-22.

140) たとえば、以下を参照。Føllesdal & Hilpinen 1981, 23; Stenius 1982, 57-60. ただし、この見解への批判として、以下も参照。Hilpinen 1982, 177; von Wright 1981a, 417.

AC1 を採用するのは行きすぎかもしれない。第 2 に、より深刻な問題として、C 説では、致命的なパラドックスが発生することが知られている。ウリクトはこれを「自由選択許可のパラドックス (the Paradox of Free Choice Permission)」とよぶ¹⁴¹⁾。具体的には、C 説では

Oa Pb

が定理となる。これは、任意の行為 a, b について、「a する義務」から「b する許可」を導けることを示す。しかし、これは明らかにおかしい。

C 説でこのパラドックスを導く方法は、少なくとも以下の 2 通りがある。第 1 に、AC1 (と T3) を、標準体系での「ロスのパラドックス」(Oa O(a∨b)) と組み合わせる方法がある¹⁴²⁾(以下、この証明を「O ルート」とよぶ)。第 2 に、まず AC1 (と R3) を用いて

(TC1) Pa P(a∧b)

を示し¹⁴³⁾、ここから自由選択許可のパラドックスを導くこともできる¹⁴⁴⁾

141) VON WRIGHT 1968, 22.

142) その導出過程は以下のとおり (Id. at 21-22 による。von Wright 1967, 137 も参照)。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) O(a∨b) P(a∨b) | (T3, a∨b/a) |
| (2) O(a∨b) Pa∧Pb | ((1), AC1, 推移律) |
| (3) Oa O(a∨b) | (前掲注91の「ロスのパラドックス」) |
| (4) Oa Pa∧Pb | ((2), (3), 推移律) |
| (5) Oa Pb | ((4), ∧) Q.E.D. |

143) TC1 の証明は以下のとおり (Hilpinen 1982, 176-77 による)。その基本は、ロスのパラドックスの導出 (前掲注91) とほぼ同じである。

- | | |
|------------------------------------|----------------------|
| (1) a (a∧b)∨(a∧¬b) | (排中律, 分配律) |
| (2) Pa P((a∧b)∨(a∧¬b)) | ((1), R3) |
| (3) P((a∧b)∨(a∧¬b)) P(a∧b)∧P(a∧¬b) | (AC1, a∧b/a, a∧¬b/b) |
| (4) Pa P(a∧b)∧P(a∧¬b) | ((2), (3), 推移律) |
| (5) Pa P(a∧b) | ((4), ∧) Q.E.D. |

144) 以下のようにする (Hilpinen 1993a, 301-03 も参照)。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) Pa Pa∧Pb | (TC1, T5, 推移律) |
| (2) Pa Pb | ((1), ∧) |

(以下、「P ルート」とよぶ)。いずれのルートでも、必要なのは標準体系と AC1 だけである。ゆえに、標準体系を前提としつつ、AC1 を採用することは困難と思われる。C 説の洞察を生かすには、標準体系そのものに加える必要があるだろう。

そのような解決策はいくつか考えられるが(後に扱う H 説もその 1 つである)、そのうち、ウリクトが『義務論理と行動一般理論に関する試論』で試みたアプローチを概観しておこう。その基本発想は、許可という語の多義性を正面から認める点にある。つまり、一口に許可規範といっても、実際には、標準体系でのそれや、先の「自由選択許可」のように、さまざまなバリエーションがある。同書でのウリクトによれば、C 説の誤りは、それらすべてを単一の体系に押し込めたことにある。むしろ、許可の種類ごとに、別々の体系を用意すべきではないか？

ウリクトは、この発想にもとづいて、6 つの許可規範の区別¹⁴⁵⁾を導入する(以下、この体系を C 説とよぶ)。この 6 つは、大きく「弱い許可」と「強い許可」の 2 つのグループに分類される(前者は P_1, P_2, P_3 、後者は P_4, P_5, P_6)¹⁴⁶⁾。このうち $P_1 \sim P_3$ は、本稿の標準体系とほぼ同じ公理を採用する。他方、 $P_4 \sim P_6$ は、A1 に代わって(に加えて、ではない)、AC1 よりも強い、以下の公理を採用する¹⁴⁷⁾。

$$(AC'1) \quad P(a \vee b) \quad Pa \wedge Pb$$

C 説の強い許可に関しては、先の C 説と異なり、標準体系の T1 は定理

$$(3) \quad Oa \quad Pb \quad ((2), T3, \text{推移律}) \quad Q.E.D.$$

145) 以下を参照。VON WRIGHT 1968, 23f; 守屋 1971, 212 n.12。(ただし、守屋の同注での「ロスのパラドックス」という表現は、本稿でいう「自由選択許可のパラドックス」の意と思われる。)なおウリクトのこの見解は、von Wright 1967, 138f での 4 つの許可規範の区別を発展させたものである。

146) VON WRIGHT 1968, 26.

147) もっともウリクトは、6 つの許可をまず 2 項演算子として定義した上で、特殊な場合として単項演算子を定義する。その方法は複数あるので、強い許可でも AC'1 が成り立たないこともある。詳しくは、*Id.* at 30-31, 31-32 を参照。

ではない。よって、ロスのパラドックスは発生せず、Oルートによって自由選択許可のパラドックスを導くことはできない¹⁴⁸⁾。またPルートについては、TC1は導けるものの¹⁴⁹⁾、T5(その導出にはT1が必要)が定理でないため、その先に進むことができない。この点で、C説はC説よりも優れるといえる(もっとも、TC1が導けるだけで問題だという指摘もあるが¹⁵⁰⁾)。

本稿ではC説の詳細には立ち入らないが、許可という語の多義性を異なった体系で表すというアプローチの意義は、高く評価されてよいと思う¹⁵¹⁾。なおウリクトは、先の6つの許可規範に対応する形で、6つの義務規範(O₁~O₆)も定義する(それぞれは、対応する許可規範と相互的に定義される)¹⁵²⁾。6つの許可規範と6つの義務規範から1つずつを選べばさまざまな義務論理体系が考えられるが、ウリクトによれば、このうち自然言語の感覚に最も近いのは、O₁P₂の組み合わせである¹⁵³⁾。この体系は、O₁とP₂が相互定義できない¹⁵⁴⁾点で次のD説とも類似しており、本稿の問題関心からして興味深い。

148) *Id.* at 32-33. 前掲注142の証明も参照。

149) 前掲注143の証明のうち、(3)をAC'1に置き換えるだけでいい。

150) TC1そのものが直観に反するという指摘として、以下も参照。Berg 1989, 657; Hilpinen 1982, 177; Stenius 1982, 54-55. この批判に対してウリクトは、TC1から自由選択許可のパラドックスが導けないことに加え、C'説の「強い許可」の意味からして、TC1には何の問題もないと反論する。以下を参照。VON WRIGHT 1968, 33; von Wright 1989b, 870.

151) 言い換えれば、C'説の意義は、A1の削除と、複数の許可規範の区別とを同時に行う点にある。パラドックスを避けるだけならば、単に先のC説からA1を削除すればいい。しかしA1がないと、標準体系の多くの定理が導けなくなり、表現力が大幅に低下する。ウリクトは、このジレンマを解決するために、A1を採用する体系としない体系とを組み合わせるという着想に至ったと考えられる。

152) VON WRIGHT 1968, 25-26.

153) *Id.* at 34-35; von Wright 1989b, 871. もっとも、この体系ではAC'1は成り立たない(かつ、ロスのパラドックスが発生する)。Berg 1989, 658を参照。

154) よってこの体系では、プリミティブは2つとなる。この点で、後述するD説と似ている。ただしO₁P₂では、O₁はP₁と、またP₂はO₂と相互定義できるので、D説とまったく同じというわけではない。von Wright 1989b, 866を参照。C'説の観点から、D説のような体系を明確に拒絶する箇所として、VON WRIGHT 1968, 87も参照。

D．相互定義の拒絶

A説～C説は、2つの許可の違いを「選択」あるいは「法的保護」の有無に求める立場だった(ホーフエルトの対する3つの批判のうち、批判1と批判2に対応する)。いずれも問題点を残すものの、方向性としては妥当と思われる。しかし本稿の目的からすれば、同時に次の問題も考えなくてはならない。ホーフエルトによる義務と特権の説明や、標準体系での相互定義(D1)に対して多くの人々が感じる違和感は、以上の議論ですべて解消するだろうか？

残念ながら、話はそう簡単ではなさそうである。その理由の1つは、やはり残る批判3だろう。ホーフエルトの分析では特権と自由が同一視されており、義務が「不在である」状態と「不在にされた」状態とを区別できない。これこそが、残る違和感の原因ではないだろうか？そして私見によれば、この問いに答える上で、やはり義務論理　その中でも、ウリクトによる一連の議論　が手助けになる。D1を採用する論者が多い中、ウリクトは、この定義への疑問を随所で示し続けた。しかし、ウリクトが提示する解決策は、時期によりさまざまである。まず最初に、D1を修正する場合にどのような選択肢があるかを整理しておきたい。

命題論理における同値()の定義から明らかのように、D1¹⁵⁵⁾は、以下の2つの組み合わせからなる。

$$(D1a) \quad \neg P \rightarrow \alpha \quad O\alpha$$

$$(D1b) \quad O\alpha \quad \neg P \rightarrow \alpha$$

このうち D1a (あるいはその対偶である、 $\neg O\alpha \rightarrow P \rightarrow \alpha$ ¹⁵⁶⁾) は、規範の不存在から存在を導いている。それに対して、D1b (あるいはその対偶である、 $P \rightarrow \alpha \rightarrow O\alpha$) は、ある規範の存在から別の規範の不存在を導くものである。

155) 厳密には、標準体系では \rightarrow と \rightarrow_{df} が区別されている(前掲注62)。しかし、同一律($\alpha \rightarrow \alpha$)に DR1 と D1 を使えば、D1 の \rightarrow_{df} を \rightarrow に置き換えることができる。

156) ここでは D1 そのものを分解しているので、当然ながら、これに D1 を適用して $P\alpha \rightarrow O \rightarrow \alpha$ とすることはできない。

	D1a	D1b	A2
	x		
	x		

表中の x は、D1b と A2 の一方または両方に x が入ることを示す。

図3 規範の欠缺と矛盾

2 つは規範の矛盾の有無を左右するからである。このことを、規範の一例である法を念頭に置きつつ、以下で説明したい。

まず、D1a を採用する場合（図3での 1 ）、法の欠缺はありえない。なぜならば、(命題説を前提にすると) 排中律より任意の p に対して $Pp \vee \neg Pp$ が成り立つ¹⁵⁸⁾ が、これは D1a を使えば、 $Pp \vee O\neg p$ となる（同様に、 $P\neg p \vee \neg P\neg p$ ¹⁵⁹⁾ から $P\neg p \vee Op$ を導ける）。これは、(O を F で書き換えれば) すべての可能な事態に対して、その成立（と不成立）を内容とする規範が存在することを示している。よってこの場合、法の欠缺 つまり、法が定めていない事態の存在 はありえない（言い換えれば、この体系は「閉じた (closed)」体系である¹⁶⁰⁾。

他方で、D1b と A2 の両方を認めた場合（図3での 2 ）、法の矛盾は発生しない。なぜならば、まず第 1 に、先と同様に排中律から $Op \vee \neg Op$ が成り立つ¹⁶¹⁾ が、これは D1b より、 $\neg P\neg p \vee \neg Op$ 、つまり $\neg (Op \wedge P\neg p)$ と等しい（ $O\neg p \vee \neg O\neg p$ ¹⁶²⁾ から同様の結論が導ける）。これは任意の事態について、その成立を義務づけると同時に不成立を許可する規範は存在し

157) この分類は、von Wright 2000, 176 による。

158) $O\neg p \vee \neg O\neg p$ からでも同じ。

159) $Op \vee \neg Op$ からでも同じ。

160) 以下を参照。ALCHOURRÓN & BULYGIN 1971, 119; Alchourrón & Bulygin 1984, 350; VON WRIGHT 1968, 83, 84-85; von Wright 1981a, 413-14; von Wright 2000, 174, 175; 守屋 1971, 210. 3.A. の TA1 は、このことを I 演算子を用いて表現するものである。

161) $P\neg p \vee \neg P\neg p$ でも同じ。

162) $Pp \vee \neg Pp$ でも同じ。

ないことを示している。また第2に、A2とD1b(厳密には、その対偶から得られる $Pp \rightarrow O \rightarrow p$)より、 $\neg(Op \wedge O \rightarrow p)$ が成り立つ。よって任意の事態について、その成立と不成立とを同時に義務づける規範は存在しない。以上2つを合わせれば、法の矛盾は存在しないという結論が導かれる¹⁶³⁾。

ゆえに、図3の は欠缺も矛盾もない体系、 は欠缺はありうるが矛盾はない体系、 は逆に欠缺はないが矛盾がありうる体系、 は欠缺も矛盾もありうる体系、ということになる。ごく大ざっぱに言えば、このうち は最も理想主義的な、そして は最も現実主義的な体系といえるかもしれない。本稿での標準体系と、A～C説、F説(の多く)は、D1とA2を採用するので、 に相当する。他方、拡張体系のうち、D説、E説、G説、H説は にあたる。以下では、このうちD説から検討したい。なお、ホーフェルド自身の見解は と思われる。ホーフェルドがA2を採用しないことについては前述した(2.E.)。またホーフェルドは別の文脈で、現実の法(「真の法(genuine law)」¹⁶⁴⁾と対置される)が互いに衝突しうることを力説しており¹⁶⁵⁾、A2の不採用と整合する¹⁶⁶⁾。ちなみに残る は、一見すると、義務論理の存在意義を否定するように見えるかもしれない。しかし、このような体系を義務論理で表現する試みもある。その1つとして、本稿では後にI説を取り上げる。

本稿でD説として検討するのは、やはりウリクトの見解(のうちの1つ)である。ウリクトは、当初 の立場だったが、後にこの立場に疑問を感じるようになる。その理由は何だったのか? まずウリクトが指摘するのは、D1aとD1bに対する、われわれの言語的直観の非対称性である¹⁶⁷⁾。

163) 以下を参照。von Wright 2000, 174, 176.

164) この語については以下を参照。Hohfeld 1913b, 544, 557, 569 n.34, 571 n.36.

165) コモンローとエクイティの関係についての記述である。以下を参照。Hohfeld 1913b, 543-44; Hohfeld 1917b, 769.

166) もっとも、ホーフェルドのいう「真の法」(前掲注164)は無矛盾であり、A2と整合する。しかしホーフェルドの分析対象は、常に個別の法律関係である(2.E.を参照)。

167) 以下の説明は、von Wright 1968, 85-86による。同旨として以下も参照。von Wright 1967, 140.

この点を説明するために、まず D1b からえられる(i) $O \rightarrow \alpha \quad \neg Pa$ と、D1b の対偶と等しい(ii) $Pa \quad \rightarrow O \rightarrow \alpha$ の 2 つの論理式を取り上げよう。それぞれを自然言語に置き換えれば、

- (i) α が禁止されているならば、 α は許可されていない
- (ii) α が許可されているならば、 α は禁止されていない

となる。これらは、禁止や許可という語の意味からして、ごく普通に理解できる。しかしながら、D1a の側については事情が異なる。先の(i)と(ii)に対応する論理式として、D1a からえられる(iii) $\neg Pa \quad O \rightarrow \alpha$ と、D1a の対偶と等しい(iv) $\neg O \rightarrow \alpha \quad Pa$ の 2 つを取り上げよう。それぞれを言語表現に直すと

- (iii) α が許可されていないならば、 α は禁止されている
- (iv) α が禁止されていないならば、 α は許可されている

となる。これらは、先の(i)や(ii)と比べると、かなり不自然ではないだろうか¹⁶⁸⁾？ もしそうならば、私たちの言語的直観では、ある規範の存在から別の規範の不存在を導くほうが、その逆の場合よりも自然に感じられることになる。

この非対称性は、論理的には無意味として無視されることが多い。しかし他方で、この直観を反映するような体系を構築する試みもある。D説はそのような体系の 1 つである。D説の基本発想は、O と P の相互定義を拒絶し、D1b のみを認める（いわば、「一方通行 (one-way)」にする）ことにある¹⁶⁹⁾。具体的には、まず標準体系の D1 と A2 を削除する（A1 は

168) 同時にウリクトは、(iii)と(iv)を比較すると、(iv)のほうが「より安全 (safer)」あるいは「より穏当 (sounder)」だという直観にも言及している。VON WRIGHT 1968, 88。ウリクトは、その理由をメタ規範の問題として検討しているが (*Id.* at 88-91; von Wright 1991, 280)、本稿では立ち入らない。

169) もう 1 つのアプローチは、3.C. でも言及した、VON WRIGHT 1968 に示される。同書では、相互定義そのものは維持しつつ (前掲注154)、言語的直観の非対称性を O_1P_2 の組

維持)。D1の削除により、標準体系とは異なり、D説ではPだけでなくOもプリミティブとなる¹⁷⁰⁾。そして、以下の3つの公理を加える¹⁷¹⁾。

$$(AD1) \quad O(p \wedge q) \quad Op \wedge Oq$$

$$(AD2) \quad Op \quad Pp$$

$$(AD3) \quad Pp \quad \neg O \neg p$$

このうちAD3が、先の直観を表現した公理である(先のD1bと等しいが、定義の一部ではなく公理となる)。他方、AD1は標準体系におけるT1に、AD2はT3に対応している。いずれも、D説の定理をできるだけ標準体系に近づけるための措置である¹⁷²⁾(ただし、A2に相当する定理は導けない¹⁷³⁾)。よってD説に対して、さらにA~C説のような拡張を施すことも容易である¹⁷⁴⁾。

み合わせて説明しようとする。Id. at 87-88.

170) ウリクトは、OとPをとともにプリミティブとする見解を、すでに von Wright 1963で示している。Id. at 92 [訳110]を参照。またその後もこの見解を、(このD説にかぎらず)後年に至るまでもち続けた。たとえば von Wright 1997, 428を参照(相互定義を明確に拒絶)。なお本稿の標準体系では、プリミティブがどれかを明示していない(前掲注51を参照)ため、定義上の変更は特に必要ない。

171) von Wright 1981a, 414による。von Wright 1973a, 43-45も参照。

172) まず、T2の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad Op \quad \neg O \neg p \quad (AD2, AD3, \text{推移律})$$

$$(2) \quad \neg (Op \wedge O \neg p) \quad ((1), \text{ド・モルガン}) \quad \text{Q.E.D.}$$

その他、標準体系でのDR2, DR3やT4, T5についても、標準体系とほぼ同じやり方で導くことができる(ただし、前掲注68と70の方法は使えない)。その反面、ロスのパラドックス(前掲注91)も同様に導けてしまう。

なおロスのパラドックスは、AD1を採用しなければ発生しない。しかしその場合は、標準体系の定理の多くが証明できなくなってしまう。

173) A2(に相当する式)からT2は導けるが、その逆はできない(A2と等しい $P(p \vee \neg p)$)と、T2と等しい $\neg O \neg (p \vee \neg p)$ を比較すれば明らか)。もっともT2が定理なので(前掲注172を参照)、A2がなくても矛盾は発生しない(先の図3でのに相当)。

174) ただしA説の拡張を施した場合でも、A2がないためTA1は成り立たない。またC説の拡張を施した場合は、標準体系と同様に「自由選択許可のパラドックス」(3.C.)が発生する。

もちろん、これらの変更だけならば、特に2つの許可を区別することにはならない。しかし、以上のPを強い許可と理解し、これに加えて、弱い許可を表す新たな単項演算子 P^- を導入することは可能である¹⁷⁵⁾。そしてこの P^- を、標準体系でのD1と同様のしかたで、

$$(DD1) \quad P^- \alpha =_{df} \neg O \neg \alpha$$

と定義すれば、この体系において、強い許可と弱い許可とを区別できることになる¹⁷⁶⁾。なお、AD3とDD1を合わせれば、両者の関係として、

$$(TD1) \quad Pp \supset P^- p$$

がえられる。

D説のメリットは、標準体系との高い互換性を維持しつつ、以下を可能にした点にある。第1に、法の欠缺という現象をある程度表現できる。第2に、禁止や許可についての言語的直観をうまく説明できる。そして第3に、私見によればD説は、(自由と区別された)「特権」という語の意味をうまくとらえている。たとえば、先の(i)-(iv)をホーフェルドの用語に直してみよう。それぞれに対応するのは、以下の4つの表現である¹⁷⁷⁾。

- (i)' α しない義務があるならば、 α する特権はない
- (ii)' α する特権があるならば、 α しない義務はない
- (iii)' α する特権がないならば、 α しない義務がある
- (iv)' α しない義務がないならば、 α する特権がある

175) 私がここで「弱い許可」の定義を追加するのは、他の拡張体系との比較を容易にするためである。しかしこの追加により、D説が「閉じた」体系になるともいえる。よって、「開かれた」体系の意義を強調する論者にとっては、この追加はD説の魅力を大きく損なうものと映るかもしれない。守屋が「強い許可」と「弱い許可」の区別に批判的なのは、まさにこのためである。守屋 1971, 209-11 を参照。許可の強弱と法体系の開閉の関係については別の機会に検討することとし、私自身の解答は、本稿では留保したい。

176) 以下も参照。VON WRIGHT 1968, 86; von Wright 1973a, 43; von Wright 1981a, 413-14.

177) なお「 α する / しない」の語は厳密には必要だが、ここでの議論に関するかぎりでは、わかりにくければすべて省いてもよい。

しかし、このうち^{(iii)'}や^{(iv)'}のような表現は「自由」ならばまだしも「特権」という語の用法としては明らかにおかしいだろう¹⁷⁸⁾(法律上の特権をもたず、かつ義務も負わない状況は十分考えられる¹⁷⁹⁾)。他方で^{(i)'}や^{(ii)'}の場合は、「特権」という語の通常理解からしても、そのような不自然さはない。これらの例に示されるように、D説が採用する「一方通行」公理は、「自由」とは区別された)「特権」という語の独自の意味をうまく説明できると思われる(特権の理解によっては異論もありうるが¹⁸⁰⁾)。これは、標準体系にはないメリットだろう。しかもホーフエルトの分析では、義務と特権とが対等の「根本的法諸概念」である。よって、D説のようにプリミティブが2つある体系は、標準体系よりもホーフエルトの見解に合致するともいえる¹⁸¹⁾。

このように、ホーフエルト解釈におけるD説の意義は明らかである。ただし、以下の点に注意しなければならない。第1に、標準体系との類似性から、その問題点の多くをそのまま引き継ぐ(「ロスのパラドックス」など)。第2に、D1を変更するため、標準的な真理様相論理との対応関係が崩れる。もっとも両者の公理は、もともと完全には対応していない。しかし義務論理の側でD1を修正すれば、両者の対応関係がいつそう崩れる(真理様相論理の側で相互定義を変更すべき理由はなさそうである¹⁸²⁾)。

178) この「おかしさ」は、ホーフエルトの分析に通じていればいるほど、かえってわからなくなる。その場合は、ぜひ一度、初心に立ち返って^{(i)'}~^{(iv)'}を読み比べていただきたい。

179) たとえば同時履行の抗弁権(これは特権の一例だろう)は、そもそも何の契約もしていなければ発生するはずがない。この場合、特権はないが、義務もないことになる。^{(iii)'}と^{(iv)'}は、ともにこの理解に反する。

180) 具体的には、特権と義務が併存する。つまり特権がある場合でも、義務は依然として負っており、単にその履行を拒絶できるだけだ。と考える場合である。この場合、^{(i)'}~^{(iv)'}はすべておかしいことになるだろう。

181) もっとも、プリミティブと「根本的」法的諸概念の違いとして、前掲注116も参照。

182) 参考までに、先の^{(i)'}~^{(iv)'}のOを(必然)に、Pを(可能)に置き換えて、それぞれの言語表現を示しておこう。

(v) α でないことが必然ならば、 α でありえない

(vi) α でありうるならば、 α でないことが必然でない

これを欠点とみるかは立場によるだろうが、人によっては、D説の払う代償は「割に合わない」と感じるかもしれない。第3に、D説では法の欠缺が起こりうるが、法の矛盾は起きない¹⁸³⁾。これに対する評価も一概には言えないが、少なくとも現実の法体系を表現する上では障害となりうる。第4に、ホーフエルド解釈へ応用する場合、さらにいくつかの難点が考えられる。ここでは、そのうち2つだけを指摘しておきたい。

まず注意すべきは、法の欠缺と矛盾をめぐり、ホーフエルドとD説が正反対の立場に立つことである。先の図3で言えば、ホーフエルド自身の見解は だが、D説は である。はたして、両者は整合するだろうか？

また、D説を採用して反対語の概念を修正した場合、その影響は他の諸概念にも及ぶ。具体的には、まず反対関係が、義務・特権の関係と、義務・自由の関係の2つに分割される。すると、たとえば権利・無権利は、いったいどちらの相関語だろうか¹⁸⁴⁾。また、残りの側の相関語は何だろうか。D説にもとづくホーフエルド解釈を行う場合、少なくともこれらの

(vii) α でありえないならば、 α でないことが必然である

(viii) α でないことが必然でないならば、 α でありうる

このうち(vii)・(viii)についても、(v)・(vi)と同様に、特に何の問題もないだろう。

183) 前掲注173を参照。

184) あくまで暫定的な結論だが、権利・無権利は、義務・特権の相関語ではないと思われる。この点を示すために、権利・無権利の関係で、先の(i)~(iv)のそれぞれに対応する表現を考えよう。それらは、

(i)' α させない権利があるならば、 α させない無権利はない

(ii)' α させない無権利があるならば、 α させない権利はない

(iii)' α させない無権利がないならば、 α させない権利がある

(iv)' α させない権利がないならば、 α させない無権利がある

の4つである。いずれもあまり一般的な表現とは思えないが、しかし少なくとも、ここで (i)'・(ii)' と (iii)'・(iv)' の間には、先の (i)・(ii) と (iii)・(iv) の間に見られた「非対称性」は見られない。つまり、権利・無権利の関係では、権利の不存在から無権利の存在(という表現が可能だとして)を導いても、あるいは無権利の不存在(同じく、この表現が可能だとして)から権利の存在を導いても、特に問題はないと思われる。よって、権利・無権利は、義務・特権には対応していない(つまり、相関語ではない)。ゆえに、D説によるホーフエルド解釈では、権利・無権利を、義務・自由に対応させるのが妥当と思われる。もっとも、相関関係の詳細は本稿の射程を超える問題であり、より厳密な検討は別の機会に行いたい。

問題を解決しなければならない。

完璧な解決策は本稿でも示せないが、後に試論として、D説とF説を組み合わせたホーフェルド解釈を検討したい(6.A.)。なおD説と真理様相論理の関係については、本稿で取り上げる拡張体系のうち、E説とH説がそれぞれ異なる解答を示している。両者のアプローチは対照的であり、この問題を考える上で示唆に富む。

E・強い否定と弱い否定

E説もD説と同様、OとPの相互定義に変更を加える。しかし、そのやり方はまったく異なる。D説による変更は、標準体系の公理に対してなされた。これに対してE説は、より根本的に、命題論理のレベルで拡張を施す。具体的には、「強い否定 (strong negation)」と「弱い否定 (weak negation)」の区別が導入される。

ウリクトがこの区別を導入したのは、1959年の「否定の論理について」という論文である¹⁸⁵⁾。そこでは、2つの否定の違いは以下のように説明される¹⁸⁶⁾。たとえば、ある物 x が α という特性 (property) をもつ場合、その否定としては、次の2つが考えられる。

- (i) x が α という特性をもたない (x has *not* the property α)
- (ii) x が非 α という特性をもつ (x has the property *not- α*)

(i)と(ii)では、もとの文に対して否定 (not) をつける場所が異なる。もっとも通常は、この2つの違いはそれほど重要でないかもしれない。

しかしウリクトによれば、両者を区別すべき場合がある。それは x が、特性 α または非 α の「意味の範囲 (the range of significance)」に属さない場合である¹⁸⁷⁾。たとえば、「7は偶数である」という文と、「7は勇敢で

185) 以下も参照。von Wright 1973a, 43 n.5; VON WRIGHT 1981d, 35 n.14.

186) von Wright 1959, 3-4.

187) この表現と、以下に述べる例は、von Wright 1973b, 158 による。同様の指摘として、

ある」という文を比べよう。いずれもおかしいが、その「おかしさ」は異なる。というのも、前者を(ii)の形で否定すれば真の文となるのに対して、後者はそうでないからである。つまり、「7 は非 - 偶数 [つまり、奇数] である」は明らかに真だが、「7 は非 - 勇敢 [つまり、臆病] である」は、もとの文と同様におかしい。この違いは、「7」が、「勇敢さ」という特性の「意味の範囲」に属さないことから来ると考えられる。他方、それぞれを(i)の形で否定した場合は、このような違いは生じない。

以上の考察からすれば、(i)と(ii)は、何らかの形で区別する必要がありそうである。この区別は、伝統的な命題論理の枠内でも可能かもしれない¹⁸⁸⁾。他方で、2 値論理に代わって 3 値論理を採用する手も考えられる。ウリクトが1959年の論文で提案した解決策は、このうち後者の発想にもとづく¹⁸⁹⁾。

具体的には、まず前述の(i)と(ii)の違いに対応して、「非真 (non-truth)」と「偽 (falsehood)」の区別が導入される¹⁹⁰⁾。両者の違いは、問題となる特性が、主語の意味の範囲に属するかどうかにある（後者は属する場合だが、前者は属するかどうかを問わない）。先の例を用いれば、「7 は偶数である」は偽である（と同時に、非真でもある）。他方、「7 は勇敢である」は、偽ではなく非真となる。このように、偽は非真を含意するが、その逆は必ずしも成り立たない。

そしてウリクトによれば、このうち前者は「弱い否定」であり、伝統的な命題論理における否定の記号（本稿では、 \neg ）で表される。これに対し、後者は「強い否定」であり、従来の命題論理には存在しない概念である。

以下も参照。von Wright 1959, 4, 6-7; von Wright 1981d, 20.

188) この場合、隠れた前提をすべて明示する必要があるだろう。たとえば(ii)は、「x が存在し、かつ x が α の意味の範囲に属し、かつ α でない」のように表現できるかもしれない。しかし、仮に可能だとしても、相当複雑になってしまう。

189) 3 値論理の代表は直観主義論理だが、ここでの E 説は、それとは異なる。ウリクト自身による比較として、von Wright 1959, 27-30 を参照。

190) *Id.* at 5.

このため、この概念を表す新しい記号が導入される¹⁹¹⁾(本稿では、 \neg で表す)。ウリクトは、この強い否定に関する公理として、以下をあげている¹⁹²⁾。

- (AE1) $\neg(p \wedge \neg p)$
 (AE2) $\neg p \rightarrow p$
 (AE3) $\neg(p \vee q) \rightarrow p \wedge \neg q$
 (AE4) $\neg\neg p \rightarrow p$

先に述べた「偽」と「非真」の含意関係は、このうち AE2 に示されている。なお、強い否定による二重否定(AE4)が「一方通行」である点に注意したい¹⁹³⁾。

強い否定は命題論理を拡張する概念であるため、その影響は、命題論理を基礎としたさまざまな論理に及ぶ。ウリクトは、真理様相論理や量子化への示唆についても考察しているが¹⁹⁴⁾、本稿の観点から興味深いのは、義務論理との関係である。ウリクトは、標準体系における許可を「弱い許可」とし、新たに、強い否定を用いた「強い許可」を導入する(本稿では、先のD説と同様に、前者を P^- 、後者を P で表す)。

前提となるのは、標準体系から D1 を削除した体系である。まず強い許可 P は、 O との関係を示す¹⁹⁵⁾。

- (AE5) $O_p \rightarrow P \rightarrow p$
 (AE6) $P_p \rightarrow O \rightarrow p$

191) *Id.* at 13. ウリクトは、命題論理に強い否定を加えた体系を、「命題論理の拡張版 (the Extended Logic of Propositions, ELP)」とよぶ。*Id.* at 15.

192) *Id.* at 15.

193) ちなみに通常の直観主義論理は、逆に $p \rightarrow \neg\neg p$ を採用する体系といえる。この点で、E説とは著しい対照をなす。*Id.* at 28-29 を参照。

194) *Id.* at 17-19, 19-25.

195) *Id.* at 26-27.

他方、弱い許可 P^{\sim} は、先の D 説の場合 (DD1) と同様、 O との相互定義で示される。

$$(DE1) \quad P^{\sim} \alpha =_{df} \neg O \neg \alpha$$

このように、E 説での許可の強弱は (対応する禁止に対する) 否定の強弱 (\neg と \sim) の違いで表される。このうち弱い許可は他の概念に還元可能だが、強い許可はそうではない (つまり E 説では、 P と O は独立のプリミティブである)。言い換えれば、上の AE5 と AE6 は相互に独立であり、1 つにまとめることはできない¹⁹⁶⁾。

E 説が採用するその他の公理は、標準体系の A1 や、D 説の AD1・AD2 と同じである¹⁹⁷⁾。また、AE6 と AE2 から、以下が定理として導かれる¹⁹⁸⁾。

$$(TE1) \quad Pp \rightarrow O \neg p$$

これは、D 説の「一方通行」公理 (AD3) と同じである。つまり E 説は、義務演算子に関するかぎり、D 説と同等である (このため、D 説の長所と短所の多くを引き継ぐ¹⁹⁹⁾)。言い換えれば、E 説は D 説の理論的基礎を提供しているといえる。

強い否定と弱い否定の区別から、許可の強弱の区別を導くという手法は、ウリクトの問題関心をストレートに示すものであり²⁰⁰⁾、たしかに一定の説得力がある。しかし、この区別のためだけに、伝統的な 2 値論理を捨て

196) これは、先の AE4 が関係している。AE4 によれば、強い否定を用いた二重否定から肯定を導けるが、その逆はできない。よって、たとえば AE5 の両辺に強い否定を付しても、AE6 は導けない。

197) von Wright 1959, 26 (C3' ~ C5') を参照。なお、同頁の C6' はとりあえず除外する。

198) 同様に、AE5 と AE2 から、 $O\alpha$ についての対応する定理がえられる。量子子についての議論だが、*Id.* at 23 ((1) と (2)) を参照。ここでの量子子と義務演算子の対応関係として、*Id.* at 26 も参照。

199) ただし命題論理レベルでの拡張なので、他の様相論理との対応関係は D 説よりもいい。

200) ウリクトは、この見解の基本発想については、後年でも高く評価している。von Wright 1989a, 30 を参照。

必要があるだろうか？ 実際ウリクトは、許可の強弱の問題に関して、後に1959年論文の発想を大きく2つの方向へ発展させているが、そこではいずれも、基礎にあるのは伝統的な命題論理である。多値論理を採用するのは、これらの方向性がいずれも破綻するとわかってからでも遅くはないと思われる。

この2つの方向性について詳しくは後述するが、ここで、それぞれの基本発想を簡単に述べておこう。もともとE説は、否定の強弱を用いて、「 α でない/非 α である(not to be α /to be not- α)」の違いを表現するものだった。この方向性は、後にウリクト独自の述語論理に発展することになる(3.G.を参照)。他方、同様に否定の強弱を用いて、「 α をしない/非 α をする(not to do α /to do not- α)」の違いも表現できる。このうち、前者は単に α をしない(できない場合も含む)ことをさす。これに対して後者は、否定とはいえ、何らかの積極的な行為 たとえば、「省略(omission)」あるいは「差し控え(forbearance)²⁰¹⁾」をさすのではないか？ ウリクトは、すでに1959年論文でもこの点に言及しているが²⁰²⁾、後にこの発想を独自の行動論理に発展させている(3.F.と4.を参照)。

この2つの方向性は、以下のように表すこともできる。E説で導入された強い否定は、ある義務演算子との関係で考えると、外部否定または内部否定のいずれかとして働く。それは標準体系において、たとえば Pp に否定の演算子を加える場合、 $\neg Pp$ (外部否定)と $P\neg p$ (内部否定)の2通りがあることに対応している。この区別を用いれば、述語論理は外部否定の意味を、行動論理は内部否定の意味を、さらに深く考察するものといえるだろう。以下ではこのうち、まず後者の方向性から概観したい。

F. 行動論理の導入

まず**F説**であるが、前述したように、F説は「 α をしない/非 α をす

201) これらの語については、4.C.で扱う。

202) von Wright 1959, 27.

る」の違いに焦点を当てる。この違いは、E 説で導入された「弱い否定 / 強い否定」の区別を用いて表せば、前者は $\neg\alpha$ であるのに対して、後者は $\neg\alpha$ となる。これらを使って許可の強弱を表現するとすれば、以下のようになる手が考えられる。

弱い許可： $P^-\alpha =_{df} \neg O\neg\alpha$

強い許可： $P\alpha =_{df} \neg O\neg\alpha$

このうち、強い許可は標準体系の D1 と同じである。他方、弱い許可の内容には、強い否定が付されている（F 説では、強く否定するほうが弱い許可となる²⁰³⁾）。本稿で F 説として検討する立場は、大きく言えば、この発想にもとづいている。もっともこれは、通常「強い許可 / 弱い許可」の区別として論じられるものとは異なる。しかし本稿では、F 説も広い意味でこの区別を扱うものと理解したい。

先の E 説では、この「弱い許可」(つまり、強い否定)を表すために、命題論理を拡張する必要があった。しかし、F 説ではその必要はない。代わりに F 説は、「行動論理 (logic of action)」とよばれる論理体系を導入する。具体的には、たとえば、ある人 i が a することを $D_i a$ で表せば、強い許可と弱い許可は、それぞれ以下のように示される（D 演算子の厳密な定義は 4.B. で行う²⁰⁴⁾）。

弱い許可： $P^-\ D_i a =_{df} \neg O D_i \neg a$

強い許可： $P D_i a =_{df} \neg O \neg D_i a$

このように F 説では、2 つの許可の違いは、(右辺に着目すれば) D 演算子に対する内部否定 ($D_i \neg a$) と外部否定 ($\neg D_i a$) の違いとして表され

203) 先の E 説での AE2 に対して DR2 を使えば $O\neg p \rightarrow O\neg p$ となり、その対偶 ($\neg O\neg p \rightarrow O\neg p$) から $Pp \rightarrow P^-\neg p$ を導ける。つまり、ともに外部否定が付されている場合、強い内部否定を付したほうが弱い。

204) ここでの説明は、文脈上の理由で、D 演算子について行為名説を採用している。しかし、本稿で後に定義する行動論理は、命題説にもとづくものである。

る。このため、同じ許可の違いを表現するのに、E説では2種類の否定を用いたが、F説では1種類ですむ。よって命題論理の拡張は不要である。この点で、E説よりもF説のほうが標準体系と整合しやすい。

ただし、義務論理の場合と同様、行動論理の体系にもさまざまなパリエーションがある。詳しくは4. で検討したい。

G. 行為の特性としての許可・義務・禁止

先のF説は、許可の強弱を表すのに、「 α をしない/非 α をする」の違いを用いた。これに対してG説は、「 α でない/非 α である」の違いに着目する。この場合、 α は行為ではなく「特性(property)」である。この側面を強調すれば、「 α でない/非 α である」の違いは、次のようにも示せる²⁰⁵⁾。

- (i) α という特性を単にもたない(just not having)
- (ii) α という特性を欠く(lacking)

このうち(ii)は、その特性を本来的には「もちうる(could have)」が、実際にはもたないことを示す²⁰⁶⁾。先の例を使えば、「7は偶数でない」がそれである。これに対して、「7は勇敢でない」は(i)の例となる。

通常の述語論理では、たとえば行為変項を x 、ある特性を A とすれば、「 x は A である」は Ax と表せる。しかし、その否定は $\neg Ax$ の1種類だけである。これでは、先の「 A でない/非 A である」の違いを表現できない。そこでウリクトは、「述語論理についての所見」²⁰⁷⁾において、伝統的な述語論理の拡張を試みている。その特徴は、 $[A]x$ のように、特性 A を[]でくくる点にある²⁰⁸⁾。これにより、 A に対する内部否定($[\neg A]x$)

205) von Wright 1973b, 158; von Wright 1981d, 20.

206) von Wright 1981d, 20. 3.E. では、同じことを「意味の範囲」という言葉で説明した。

207) von Wright 1973b.

208) *Id.* at 159; von Wright 1981d, 21.

と外部否定 ($\neg[A]x$) とが区別されるため、先の2つの否定の違いも表せる(前者が「非Aである」、後者が「Aでない」)。

G説の公理としては、以下があげられている²⁰⁹⁾。

- (AG1) $[\neg A]x \quad \neg[A]x$
 (AG2) $[\neg\neg A]x \quad [A]x$
 (AG3) $[A\wedge B]x \quad [A]x\wedge[B]x$
 (AG4) $[\neg(A\wedge B)]x \quad [A\wedge\neg B]x\vee[\neg A\wedge B]x\vee[\neg A\wedge\neg B]x$

このうち AG1 が、2つの否定の関係を示している。また AG2 は、内部否定の二重否定を表す(外部否定は、通常の命題論理で扱える)。E説とは異なり、「一方通行」ではなく「双方向」である。

そしてウリクトは、この独自の述語論理を用いて、義務論理を定義する。その基本発想は、 $O \cdot P \cdot F$ を、演算子ではなく特性と見る点にある²¹⁰⁾(ウリクトは、これを「義務的な身分 (deontic status)」ともよぶ²¹¹⁾)。以下では、 $O \cdot P \cdot F$ を合わせて 「義務演算子」に対して 「義務特性」ともよぶ。たとえば、ある行為 a が「禁じられているという特性」をもつことは、(Fa ではなく) $[F]a$ と表現される²¹²⁾。そして、この F という義務特性にも、その他の特性と同様、 $[\neg F]a$ と $\neg[F]a$ の2種類の否定が考えられる。これを使って許可の強弱を表現しようとするのが、G説の特徴である。

この発想のもとで各義務特性を定義する場合、すぐに思いつくのは、おそらく以下のような相互定義だろう²¹³⁾。

209) von Wright 1981d, 21 による。von Wright 1973b, 160 も同旨。

210) von Wright 1981a, 418; von Wright 1981d, 17. このためG説では、標準体系での演算子の定義を変更する必要があるが、本稿では省略する。

211) von Wright 1981d, 21, 22.

212) *Id.* at 22.

213) この方向性は、von Wright 1981a, 418, 423 n. 53 で示唆されていると思われる。

$$(DG1) \quad [P^+]x =_{df} [\neg F]x$$

$$(DG2) \quad [P]x =_{df} \neg [F]x$$

しかしこの見解(本稿では、これを含めてG説とする)には、次の2つの難点がある。第1に、このやり方では、そもそもOを定義できない。つまり、標準体系で O_p を P_p や F_p で定義するには、 $\neg P \rightarrow p$ や $F \rightarrow p$ のように、演算子の内容(p)を否定する必要がある。しかしG説では、 $[P]x$ や $[F]x$ のxは「個別の行動(individual actions)」²¹⁴⁾を表す行為変項である。よって、 \neg をつけるわけにはいかない²¹⁵⁾。第2に、PとFの関係に限定しても問題がある。というのも、ある行為が同時に複数の相対立する義務特性をもつことは十分にありうるからである²¹⁶⁾。先の相互定義では、このような事態を説明できない。

そこでウリクトは、G説をさらに改良する。それが、3.F.でも言及した「規範と行動の論理について」と題する論文の第 節²¹⁷⁾である(以下、この見解をG'説とよぶ)。G'説の特徴は、行為のレベルに応じて、 $P \cdot O \cdot F$ の2種類の用法を区別する点にある。まず、「個別の(individual)」行為のレベルでは、先のG説と同様、 $P \cdot O \cdot F$ を特性として扱う。他方、「総称としての(generic)」行為のレベルでは、 $P \cdot O \cdot F$ は演算子として機能する。

本稿では詳細は省略するが、G'説における許可の強弱は、特性のレベルでも演算子のレベルでも、D説の発想に近い²¹⁸⁾。つまりG'説は、先のE説と同様、D説の基礎を提供する試みと位置づけられる(しかもE説と比較すると、伝統的な2値論理にもとづくという利点がある)。またそれ

214) *Id.* at 418; von Wright 1981d, 22. この点で、標準体系の行為名説(こちらは「総称としての」行為を扱う)とは異なる。

215) von Wright 1981d, 24.

216) *Id.* を参照。同様の問題はOやPを演算子とみる場合にも生じるが、特性とみる場合にはより深刻だろう。

217) *Id.* at 22f.

218) *Id.* at 25, 28 を参照。

以外にも、 $P \cdot O \cdot F$ の 2 つの用法の区別は、法規範の適用 (包摂) の問題にも光明をもたらすと思われる。本稿では、述語論理の詳細には立ち入らないため、 G' 説についてこれ以上の検討はできない。しかし以上の考察だけからでも、 G' 説の成否が、行為の「個別 / 総称」の区別にかかっていることは明らかだろう。この問題は、後に、行動論理を導入する際に検討したい (4.E.)。

H. 条件の論理による義務演算子の定義

次に、許可の強弱を「条件の論理 (the logic of conditions)」(または、「条件法の論理 (the logic of conditionals)」) で表す立場を検討しよう。ごく簡単に言えば、条件の論理とは、命題論理における通常の「実質含意 (material implication)」(本稿では 示される) がもつさまざまな問題点 自然言語からの乖離や、各種パラドックスの発生など²¹⁹⁾ を解決するために、命題論理を拡張し、条件法を表す独自の概念を導入する体系をさす。

本稿ではこのうち、ウリクトが「義務論理と条件理論」²²⁰⁾ と題する論文で示した体系 (本稿では、 H 説と H' 説の 2 つに分ける) を検討したい。この論文の主眼は、 $A \cdot R \cdot$ アンダーソンによる「義務論理の真理様相論理への還元」²²¹⁾ を、条件の論理に応用することにある²²²⁾。ウリクトは当初、アンダーソンのアプローチに対して「冷ややか (cool)」だったが、後に強い関心を示すようになる²²³⁾。アンダーソンの証明は激しい論争の

219) 守屋 1971, 185 を参照。反実仮想の条件法がもたらすパラドックスについて、Hilpinen 1982, 177-79 も参照。

220) von Wright 1981c.

221) Anderson 1958. 概観として、以下も参照。Anderson 1966, 174-78; Føllesdal & Hilpinen 1981, 19-21; 田畑 1998b, 59-60; 永野 1982, 89f; 服部 1985, 88 .

222) von Wright 1973a, 46 n. 8; von Wright 1981c, 161; von Wright 1989a, 33-34. なお、以下での「条件の論理」とは異なるが、アンダーソンの手法を用いて強い許可と弱い許可を区別する議論として、Hilpinen 1993a, 309-10 も参照。

223) von Wright 1989b, 857, 871. ただしウリクトは、最終的には、この方向性からはやや距離を置く。Id. at 871.

的となったが、ここではその詳細には立ち入らず、ウリクトの先の論文における許可の強弱を中心に概観する。まずH説から検討しよう。

H説に特徴的なのは、その体系の構成である。H説も、その根底にあるのは古典的な命題論理である。しかし、標準体系が命題論理 義務論理という2層構造なのに対して、H説では、命題論理 真理様相論理 条件の論理 義務論理という、いわば4層構造となっている。義務論理は最上層であり、下層の演算子を用いて定義される。よってH説では、標準体系と異なり、OやPはプリミティブではない。また標準体系のA1, A2, R3, D1は採用されない(A0とR1・R2は維持される)。

より具体的には、各層は以下のようにになっている。まず最下層の命題論理の上に、第2層として真理様相論理(その中でも、MまたはTとよばれるもの)が定義される²²⁴⁾。具体的には、まず語彙として、単項演算子(可能)と(必然)が新たに加わる。そして、以下の公理・推論規則・定義が追加される。

(AH1)	$(p \wedge q)$	$p \wedge q$ ²²⁵⁾
(AH2)	p	p ²²⁶⁾
(RH1)	$\alpha \beta$	$\alpha \beta$ ²²⁷⁾
(RH2)	α	α ²²⁸⁾

224) von Wright 1981c, 161-62. Mについて詳しくは、von Wright 1951b, 84fを参照。

225) von Wright 1981c, 160 (A1). これは、標準体系のT1に対応する。

226) *Id.* (A2). このAH2から、 $\neg(p \wedge \neg p)$ これは、義務論理での $\neg O(p \wedge \neg p)$ (T1とT2からえられる)に対応するを導ける。証明は以下のとおり。

- | | |
|---|--|
| (1) $\neg(p \wedge \neg p)$ | (排中律, ド・モルガン, 交換律) |
| (2) $\neg(p \wedge \neg p) \quad \neg(p \wedge \neg p)$ | (AH2, 対偶, $p \wedge \neg p / p$) |
| (3) $\neg(p \wedge \neg p)$ | ((1), (2), R1) Q.E.D. |

しかし、この逆はできない。よってAH2は、(3)よりも強い公理だといえる。*Id.* at 159も参照。

227) 真理様相論理における拡張規則である(標準体系でのR3に相当する)。以下を参照。Anderson 1966, 161, 162 & n.30; von Wright 1951b, 12, 85.

228) von Wright 1981c, 160 (A3). いわゆる「N必然化(N-Necessitation)」である。義務論理においてRH2に対応するのは「O必然化」であるが、これは標準体系では採用さ

$$(DH1) \quad \alpha =_{df} \neg \neg \alpha^{229)}$$

その上に、第3層として「条件の論理」が定義される。ポイントとなるのは、第2層の真理様相論理を用いて定義される「厳密含意 (strict implication)」（実質含意 $p \supset q$ に対して、 $(p \supset q)$ ）である。まずウリクトは、必要条件 具体的には、「 α が真であることが、 β が真であることの必要条件である」 を $Nc(\alpha, \beta)$ と表し、以下のように定義する²³⁰⁾。

$$(DH2) \quad Nc(\alpha, \beta) =_{df} (\beta \supset \alpha)$$

同様に、十分条件 $Sc(\alpha, \beta)$ も以下のように定義される²³¹⁾。

$$(DH3) \quad Sc(\alpha, \beta) =_{df} (\alpha \supset \beta)$$

ウリクトはこの2つを用いて、第4層（最上層）で義務演算子を定義する。義務規範と許可規範の定義は、以下のとおりである²³²⁾。

$$(DH4) \quad O\alpha =_{df} Nc(\alpha, I)$$

$$(DH5) \quad P\alpha =_{df} Sc(\alpha, I)$$

この定義からわかるように、H説の義務演算子の内容は、 p の p と同様に命題となる（つまり、H説は命題説に立つ）。なお I は、変項ではなく定項である。ウリクトは、法的な文脈では「罰への免除 (immunity to punishment)」²³³⁾ をさすという解釈を示している。なお DH4 によると、

れていない。前掲注85を参照。

229) *Id.* なお、真理様相論理でのこの相互定義には、義務論理での D1 のような問題は特に発生しない。前掲注182を参照。

230) *Id.* at 162.

231) *Id.* at 164.

232) *Id.* at 162, 164.

233) *Id.* at 173. またウリクトは、免除の「矛盾対当 (contradictory)」に当たる概念として「責任 (liability)」をあげている。*Id.* ここでの免除や責任は、もちろんホーフエルトの分析とは関係ない。ただし、免除と責任とを対置するというアイデアは、ホーフエルトに由来するのかもしれない。ウリクトがホーフエルトに言及する箇所として、VON

Op とは「I ならば必然的に p である」の意となるが、これではわかりにくいだろう。そこで対偶をとって「p でないならば必然的に I でない」(つまり「p でないと必ず罰を受ける」と考えるとよい²³⁴⁾。他方で DH5 は、「p ならば罰を受けない」の意である。こちらは、DH4 よりも直観的に理解しやすいだろう。注意すべきは、H 説における P の定義はあくまでこの DH5 であって、O と P の相互定義は成り立たない点である²³⁵⁾。

H 説の注目すべき点は、このように定義された O と P について、以下の定理が成り立つことである。

$$(TH1) \quad O(p \wedge q) \quad Op \wedge Oq^{236)}$$

$$(TH2) \quad P(p \vee q) \quad Pp \wedge Pq^{237)}$$

また、先の AH2 に対応する $Op \quad p$ は、H 説では定理ではない²³⁸⁾。これ

WRIGHT 1968, II n.2 も参照。

234) DH4 によると、 α は I の必要条件である。つまり α をみたしても、罰を免れるかどうかはわからない。このことは、たとえば相異なる複数の義務を負う状況を考えればわかる。なお H 説では、 $\neg(Op \wedge O\neg p)$ は定理ではない(後掲注239を参照)よって、対立する義務を負うことすらありうる。

235) von Wright 1981c, 164.

236) *Id.* at 162. これは標準体系での A1 に相当する。TH1 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad I \quad p \wedge q \quad (I \quad p) \wedge (I \quad q) \quad (A0)$$

$$(2) \quad (I \quad p \wedge q) \quad ((I \quad p) \wedge (I \quad q)) \quad ((1), RH1)$$

$$(3) \quad O(p \wedge q) \quad Op \wedge Oq \quad ((2), AH1, DH4) \quad Q.E.D.$$

237) *Id.* at 164. これは C' 説での AC'1 に相当する。TH2 の証明は以下のとおり。

$$(1) \quad p \vee q \quad I \quad (p \quad I) \wedge (q \quad I) \quad (A0)$$

$$(2) \quad (p \vee q \quad I) \quad ((p \quad I) \wedge (q \quad I)) \quad ((1), RH1)$$

$$(3) \quad P(p \vee q) \quad Pp \wedge Pq \quad ((2), AH1, DH5) \quad Q.E.D.$$

238) *Id.* at 162. これは背理法で証明できる。 $Op \quad p$ が定理だと仮定すると、以下が導けることになる。

$$(1) \quad (I \quad p) \quad p \quad (\text{仮定}, DH4, DH2)$$

$$(2) \quad (I \quad p) \quad (\neg I \vee p) \quad (, RH1)$$

$$(3) \quad (\neg I \vee I) \quad I \quad ((1), (2), \text{推移律}, I/p)$$

$$(4) \quad (\neg I \vee I) \quad (\text{排中律}, RH2)$$

$$(5) \quad I \quad ((3), (4), R1)$$

しかし、(5) は定理ではない(H 説には、I に関する公理は 1 つもない。また当然なが

らの帰結は、義務論理体系として妥当なものといえるだろう。ただし、H 説には以下の難点がある。第 1 に、標準体系での $T2(\neg(O_p \wedge O \neg p))$ が定理でなくなる²³⁹⁾。また第 2 に、 $O(p \vee \neg p)$ が定理となってしまう²⁴⁰⁾。

そこでウリクトは、同じく先の論文で、H 説を修正した H' 説をも提示する。これは、H 説の必要条件 (DH2) と十分条件 (DH3) の定義を、以下のように変更した体系である (その他の点では H 説と同じ)²⁴¹⁾。

$$(DH'1) \quad Nc(\alpha, \beta) =_{df} (\beta \supset \alpha) \wedge \neg \alpha \wedge \beta$$

$$(DH'2) \quad Sc(\alpha, \beta) =_{df} (\alpha \supset \beta) \wedge \alpha \wedge \neg \beta$$

このうち DH'1 では、まず $\neg \alpha$ の追加により、 $O(p \vee \neg p)$ が定理でなくなる²⁴²⁾。また、 β の追加により、 $\neg(O_p \wedge O \neg p)$ が定理となる²⁴³⁾。

さらに、詳細は省略するが、H' 説では以下が定理となる²⁴⁴⁾。

$$(TH'1) \quad O_p \supset O \neg p$$

ら、任意の命題変項 p について p が成り立つはずもない。よって仮定は誤り。Q.E.D.

この証明の基本発想は、Anderson 1966, 176, 177 ($p \supset p$ についての背理法) に負う。
239) von Wright 1981c, 162. 背理法を用いる。 $\neg(O_p \wedge O \neg p)$ が定理だと仮定すると、以下が導けることになる。

$$(1) \quad \neg((I \supset p) \wedge (I \supset \neg p)) \quad (\text{仮定, DH4, DH2})$$

$$(2) \quad \neg((I \supset p) \wedge (I \supset \neg p)) \quad ((1), TH1)$$

$$(3) \quad (I \supset p) \wedge (I \supset \neg p) \supset \neg I \quad (A0)$$

$$(4) \quad \neg((I \supset p) \wedge (I \supset \neg p)) \supset \neg \neg I \quad ((3), RH1, \neg)$$

$$(5) \quad \neg \neg I \quad ((2), (4), R1)$$

しかし、前掲注238と同様に考えれば、(5)は定理ではない。よって仮定は誤り。Q.E.D.

240) *Id.* 命題論理の枠内で $I \supset p \vee \neg p$ が定理なので、これに対して RH2 と DH2・DH4 を使えば導ける。もっとも、これを問題とみるかは争いがある (前掲注85を参照)。

241) *Id.* at 163, 165 を参照。

242) これが定理だと仮定すると、以下のようになる。

$$(1) \quad (I \supset p \vee \neg p) \wedge \neg(p \vee \neg p) \wedge I \quad (\text{仮定, DH4, DH'2})$$

$$(2) \quad \neg(p \vee \neg p) \quad ((1), \text{縮小律, R1})$$

$$(3) \quad \neg \neg(p \vee \neg p) \quad (\text{排中律, RH2, DH1})$$

しかし、(2)と(3)は矛盾する。よって仮定は誤り。Q.E.D.

243) このことは、前掲注239の推論で示唆されている (証明は省略)。

244) von Wright 1981c, 166.

$$(TH'2) \quad Pp \rightarrow O\neg p$$

これらは、本稿で言えばD説が採用する2つの公理(AD2とAD3)とほぼ同じである。同時に、 $\neg O\neg p \rightarrow Pp$ は定理ではない²⁴⁵⁾(つまりH'説は、標準体系のD1を拒絶している)。この帰結も、まさにD説のねらい通りである。あとは、D説でのDD1と同様に、弱い許可 P^* の定義として

$$(DH'3) \quad P^*\alpha =_{df} \neg O\neg\alpha$$

を加えれば、H'説でもほぼ同様の形で許可の強弱を区別できる。もっともTH2(これはむしろC説やC'説と関係する²⁴⁶⁾)が大きな違いとして残るが、しかし広い意味ではH'説も、先のE説やG説と同様、D説の論理的基礎を提供する試みといえるだろう。H'説の原形はアンダーソンの証明だが、それと比較しても、定項Iの処理²⁴⁷⁾や導出される義務論理体系²⁴⁸⁾の面で改良がなされている。

ただし、以下の点に注意すべきである。第1に、この体系から望ましくない帰結が生じるという指摘がある²⁴⁹⁾。よってH'説も、さらに修正する余地がありそうである²⁵⁰⁾。第2に、義務演算子を条件の論理(つまり、真理様相論理)に還元できるかどうかは、さらに検討が必要と思われる。これは義務論理固有の問題ではなく、法哲学上の大問題——たとえば規範の本質や、方法二元論の是非など——にも直結している。第3に、行為名説と命題説の対立に関して、H'説はストレートな命題説に立つ(その中

245) *Id.*

246) なおH'説のみに見られる特徴として、TH2(とTH1)での左辺から右辺への含意が、条件付きで定理となる。*Id.* at 164, 165を参照。

247) 定項の扱いに関して、アンダーソンと、その発展形であるスマイリーを比較すれば、ウリクトは後者のアプローチをとる。このアプローチについて、Smiley 1963, 113を参照。

248) アンダーソンはOとPの相互定義を前提としている。Anderson 1958, 102-03を参照。

249) H'説でも、C説でのTC1が(条件付きで)導ける。以下を参照。Hilpinen 1982, 187-88; Nute 1985, 176-79.

250) 具体的には、DH'1やDH'2の厳密含意を、より弱い独自の概念に置き換えることが提案されている。以下を参照。Hilpinen 1982, 188-90; Hilpinen 1993a, 309; Nute 1985, 183-87.

でも DL4 に近い²⁵¹⁾。しかし、2.C. で指摘した命題説の難点のうち、特に行為にかかわる諸問題は、H'説でも未解決である。よって、H'説を採用する場合、別に行動論理も必要になるはずである。第4に、H'説は、ホーフエルド解釈に応用する際にも難点がある。というのも、ホーフエルドの分析では、義務や特権などの8つの**根本的**法概念は、それ以外の概念には還元できない(この意味で「根本的」だ)とされるからである²⁵²⁾。だとすれば、真理様相論理へ還元するというアプローチは、ホーフエルドの中心的主張と相反することになる。H'説をホーフエルド解釈に応用する場合、この点が大きな問題として残る。

I. 集合論による規範体系の記述

本稿の9つの拡張体系のうち、最後である9番目の体系として、集合論を活用するアウチョウロンとブリッヒン(以下、A-B)の見解を取り上げたい。A-Bの議論の出発点は、やはりOとPの相互定義への疑問である。また、解決策として許可の強弱の区別²⁵³⁾を導入する点でも、他の多くの拡張体系と同様である。ただし、義務演算子の定義は、時期により変化している。それを本稿では、大きく2つの時期(**I説**²⁵⁴⁾と**I'説**²⁵⁵⁾)

251) H'説での反復適用をめぐる議論として、von Wright 1981c, 169-71も参照。

252) 前掲注21を参照。

253) ただしA-Bは、後年では、「強い/弱い」許可に代えて、「積極的/消極的(positive/negative)」許可という用語を用いる。というのも、前者の用語法だと両者の間に含意関係があるかのようだが、A-Bの体系ではそうではないからである。以下を参照。Alchourrón & Bulygin 1984, 354(強い許可は弱い許可を含意しない); Alchourrón & Bulygin 1989, 693 n.21; Alchourrón & Bulygin 1993, 287 n.27.

254) この見解として、以下を参照。Alchourrón 1969, 249f; Alchourrón 1972, 456-59; Alchourrón & Bulygin 1989, 680f.

255) 1980年代から1990年代初頭にかけてのO-W(3.A.を参照)との論争で、A-Bはこの見解を擁護した。文献としては、以下を参照。Alchourrón 1972, 459-62; ALCHOURRÓN & BULYGIN 1971, 121f; Alchourrón & Bulygin 1984, 352-55; Alchourrón & Bulygin 1988, 231-33; Alchourrón & Bulygin 1993, 285f. I説との比較として、ALCHOURRÓN & BULYGIN 1971, 191 n.1も参照。

に分けて整理したい。このうち、集合論を用いるのはI'説である。

まず、2つの時期に共通の前提から出発しよう。それは、「規範(norms)」と「規範命題(normative propositions)」の区別²⁵⁶⁾である。前者は規範そのもの(これをどう理解するかは争いがあるが²⁵⁷⁾)をさすのに対して、後者は規範を命題として表現したものである。この区別は、義務演算子の「規範定立的(prescriptive)」用法と「規範記述的(descriptive)」用法の区別²⁵⁸⁾に対応している。この規範と規範命題の区別をもとに、A-Bは、それぞれに別の論理体系を割り当てる²⁵⁹⁾。具体的には、規範には「規範論理(normative logic, NL)」を、そして規範命題には「規範体系の論理(the logic of normative systems, LNS)」を対応させる²⁶⁰⁾。

規範と規範命題の区別は、ウリクトも行っている。しかし、その理解は両者で異なる²⁶¹⁾。ウリクトの場合、両者の違いは真理値の有無である。つまり、規範命題には真理値があるが、規範そのものにはない(よって、規範そのものに論理はありえない)。したがってウリクトの体系では、A-B

256) Alchourrón 1969, 242; ALCHOURRÓN & BULYGIN 1971, 121; Alchourrón & Bulygin 1981, 96.

257) 後掲注263を参照。

258) A-Bによる言及として、以下を参照。Alchourrón 1972, 453-54; Alchourrón & Bulygin 1981, 96; Alchourrón & Bulygin 1984, 352f. またA-Bによる、それぞれの場合の義務演算子の読み方として、前掲注47を参照。なお、同区別に関するウリクトの見解の変遷として、後掲注262も参照。

259) Alchourrón & Bulygin 1981, 98-99 120. ただし、後掲注263も参照。

260) この用語については、Alchourrón & Bulygin 1993, 283, 289を参照。なおA-Bは、この用語を用いる前には、前者に「義務論理(deontic logic)」, 後者に「規範論理(normative logic)」(あるいは「規範命題の論理(the logic of norm-propositions)」)の語を当てていた。Alchourrón 1969, 242; Alchourrón & Bulygin 1989, 678, 685. この場合、「規範論理」の意が本文中とは逆になる。またA-Bは、後述するI'説については、「規範言語(normative language)」と「記述メタ言語(descriptive metalanguage)」という表現も用いている。Alchourrón & Bulygin 1988, 231. ただし混乱を防ぐため、本稿では 文脈上やや不適切な箇所もあるが 本文中の用語で統一した。

261) A-Bとウリクトは、問題関心の多くを共有している。しかし、この論点に関しては、両者は正面から対立している。以下を参照。von Wright 1989b, 874.

の NL に対応するものは存在しない(この意味で、一元的構成である)²⁶²⁾。これに対して A-B は、規範と規範命題とを分離した上で、規範命題だけでなく、規範そのものにも真理値を認める。よって、それぞれが別個の論理をもつという二元的構成になっている²⁶³⁾。もっとも A-B は、2 つの論理の関係について、LNS が NL「を前提とする (presupposes)」²⁶⁴⁾(つまり、「の拡張である (is an extension of)」²⁶⁵⁾) と述べている。このため、NL と LNS には共通点も多い。

では A-B の場合、2 つの論理は何が違うのか? 最大の違いは、矛盾の可能性の有無である。つまり A-B の体系では、NL (規範そのもの) は常に無欠缺・無矛盾だが、LNS (規範を表現したもの) には欠缺や矛盾がありうる²⁶⁶⁾。A-B が (NL に加えて) LNS をも用意するのは、欠缺や矛盾のある規範体系 つまり、現実の法体系 を扱うためである²⁶⁷⁾。本稿の観点から興味深いのは、まさにこの目的のために、「強い許可/弱い許可」の区別が必要となる点である。この点は後にみるが、いずれにせよ、規範と規範命題の理解が、ウリクトと A-B の間で大きく異なることに注意したい。

262) 厳密には、私の分類では第 2 期以降の体系をさす(第 1 期には、両者の区別そのものがなかった)。ウリクトの見解の 3 期区分については三本 2007, 152-54 を参照。もっとも第 2 期のうち、VON WRIGHT 1963 での見解は多少とも A-B に近い。以下を参照。Id. at 132 [訳 162-63]; von Wright 1981a, 405; von Wright 2000, 173-74.

263) もっとも A-B も、別の場所では、規範そのものには真理値を認めない体系も試みている。A-B はこの立場を、規範についての「表出説 (the expressive conception)」とよぶ(「実在説 (the hyletic conception)」と対比される)。A-B による実在説と表出説の区別については、以下を参照。Alchourrón & Bulygin 1981, 95-99; Alchourrón & Bulygin 1993, 273-74。以下の本文で検討する A-B の見解は、このうち実在説にもとづくものである。なお、表出説においても許可の強弱の区別は可能 (Alchourrón & Bulygin 1981, 116-19 を参照) だが、本稿では立ち入らない。

264) Alchourrón 1969, 242, 245.

265) Id. at 245.

266) 詳しくは後述する。なお、義務論理体系における欠缺や矛盾の位置づけについて、3. D. を参照。

267) この問題意識を示す箇所として、Id. at 242-43 も参照。

2つの論理のうち、より基底的なNLに関しては、本稿の標準体系とほぼ同じと見ていい²⁶⁸⁾(その中でも、DL3に近い²⁶⁹⁾。ただし、O必然化を採用する点が異なる²⁷⁰⁾。各義務演算子は、NLでも循環的に定義される。よってNLでは、2つの許可の区別はおそらくは、本稿でのA説やB説のようなものを除き存在しない²⁷¹⁾。

他方LNSは、まさにA-Bならではのものとなっている。A-Bは当初、先のNLに、相対化された単項演算子²⁷²⁾ N (と、特定の行為主体を表す個体定項²⁷³⁾ x)を加えた体系を考えていた²⁷⁴⁾(以下、これをI説とする)。たとえば N_xOp は、「 x が「 p が義務である」と定めた[という趣旨の規範を布告した]」と理解される²⁷⁵⁾。 N の公理と推論規則は義務演算子に準ずるが、 N の内容に関する制約がない点に注意したい²⁷⁶⁾。つまり、たとえば $N_xPp \vee N_xP \neg p$ や $\neg(N_xOp \wedge N_xO \neg p)$ は、LNSの定理ではない。

A-Bは、この N 演算子を用いて、LNSの義務演算子を定義する。具

268) 以下を参照。Id. at 244; Alchourrón & Bulygin 1989, 678-79; Alchourrón & Bulygin 1993, 283-84. 採用する公理には若干の変化があるが、いずれも標準体系の公理と実質的に等しい。

269) 命題説をとることについては、Alchourrón 1969, 244を参照。もっともNLにとって、命題説に立つことは本質的ではないだろう。なお、同体系が反復適用を認めないことは、Id. at 243の(2)(b)(i)からわかる。

270) A-Bの言う「義務的トートロジーの原理(Principle of Deontic Tautology)」である。Id. at 244(R-4)。これによりA-Bは、ウリクトの「義務的偶然性の原理」(前掲注85)を明示的に拒絶している。もっとも、この措置は完全に便宜上のものである。Alchourrón 1972, 455を参照。

271) Alchourrón & Bulygin 1984, 353.

272) この点で N 演算子は、本稿で後に定義する D 演算子と類似している。

273) より一般化するには、定項ではなく変項を扱えるようにしたいところである。その場合、 N 演算子に関する公理を追加する必要があるが、本稿では立ち入らない。

274) Alchourrón 1969, 245; Alchourrón 1972, 456-59; Alchourrón & Bulygin 1989, 680-81.

275) Alchourrón 1969, 245; Alchourrón 1972, 457.

276) 以下を参照。Alchourrón 1969, 246; Alchourrón 1972, 456; Alchourrón & Bulygin 1989, 685-86. なお、 N 演算子の導出規則である $\alpha \beta \quad N_x\alpha \quad N_x\beta$ は、標準体系のDR2に相当する。その位置づけとして、前掲注67を参照。

体的には、次のとおりである²⁷⁷⁾(以下、I 説と I' 説については、NL と LNS を区別するために、LNS の義務演算子を太字で示す。また、LNS の演算子に強弱の区別がある場合は、「強い」ものに + を、「弱い」ものに - を付して示す²⁷⁸⁾。+ も - も伴わない場合は、太字ならば LNS の、太字でなければ NL の演算子である)。

$$(DI1) \quad \mathbf{P}^+ \alpha =_{df} N_x P \alpha$$

$$(DI2) \quad \mathbf{P}^- \alpha =_{df} \neg N_x O \neg \alpha$$

$$(DI3) \quad \mathbf{O} \alpha =_{df} N_x O \alpha$$

$$(DI4) \quad \mathbf{F} \alpha =_{df} N_x F \alpha$$

一見して明らかのように、DI1 と DI2 での強弱の区別は、D 説のところ
で述べた、禁止が「不在である / にされた」の区別に対応している²⁷⁹⁾。
加えて、先に述べた N 演算子の性質から、LNS では欠缺 ($\neg (\mathbf{P}^+ p \vee \mathbf{F} p)$) や矛盾 ($\mathbf{P}^+ p \wedge \mathbf{F} p$) が起こりうる²⁸⁰⁾。ちなみに矛盾を想定した体系は、本稿で扱う中では、この I 説(と、次にみる I' 説)だけである。

I 説の LNS は NL をストレートに拡張するため、 N_x で修飾される演算子とされない演算子とが混在することになる。これは少々わかりにくいだろう。むしろ両者を完全に分け、LNS を NL のメタレベルで定義するほうが、2 つの論理の違いが明確になるのではないか? A - B はこのよ

277) 以下を参照。Alchourrón 1972, 457; Alchourrón & Bulygin 1989, 681. 他方、義務についても強弱を区別する体系として、Alchourrón 1969, 249-50 も参照。なお、禁止の定義については *Id.* at 253 を参照 ($N_x \neg P \alpha$ に等しいとする)。

278) なお、本稿では省略するが、A - B は、「強い否定 / 弱い否定」の区別も導入している。以下を参照。*Id.* at 251-52; Alchourrón & Bulygin 1989, 682-83. しかし A - B の「強い否定」は、N 演算子と弱い否定の組み合わせに還元される。よって I 説では、先の E 説とは異なり、3 値論理への拡張は必要ない。

279) DI1 ~ DI4 を組み合わせれば、 N_x を消去して、義務演算子間の関係に直すことができる。Alchourrón 1969, 250-51. 同頁では、標準体系での D1 (O と P の相互定義) との対応関係も示されている。

280) これらを表現するために、A - B は、新たに $IN(p)$ と $DN(p)$ を定義する。詳しくは以下を参照。*Id.* at 256, 259; Alchourrón 1972, 458; Alchourrón & Bulygin 1989, 687-88.

うな観点から、後に、I 説の基本発想を別の手法で定式化する(本稿では、これを I' 説とよぶ)。

I' 説では、I 説での N 演算子は姿を消す。その代わりに、「帰結 (consequences)」という概念が新たに導入される(α を定立された規範の集合とすると、 $Cn(\alpha)$ で示される)²⁸¹⁾。 $Cn(\alpha)$ には、 α から導けるすべての帰結が含まれる。導出の際に用いるのは、NL の公理と推論規則である(これらは I 説と同じ)。たとえば、 α に含まれる規範が Op と Oq だけだったとしよう。この場合、 α に含まれる規範は 2 つしかない。しかし、そこからの帰結は無数に²⁸²⁾考えられる(Op や Oq のほか、 Pp , Pq , $Op \wedge Oq$, $O(p \wedge q)$ など)。 $Cn(\alpha)$ は、これらすべての集合である。

そして $A - B$ は、 $Cn(\alpha)$ と NL の義務演算子を用いて、LNS の義務演算子を定義する。各演算子の定義は、以下のとおりである²⁸³⁾。

$$(DI'1) \quad P_{\alpha}^*p =_{df} \text{“} Pp \text{” } Cn(\alpha)$$

$$(DI'2) \quad P_{\alpha}p =_{df} \text{“} Fp \text{” } \notin Cn(\alpha)$$

$$(DI'3) \quad O_{\alpha}p =_{df} \text{“} Op \text{” } Cn(\alpha)$$

281) 以下を参照。Alchourrón 1972, 460; ALCHOURRÓN & BULYGIN 1971, 121; Alchourrón & Bulygin 1984, 352; Alchourrón & Bulygin 1993, 286。以下も参照。Opalek & Woleński 1973, 173。なお表出説における対応する説明として、Alchourrón & Bulygin 1981, 101-02 も参照。

282) たとえば Op に巾等律を使うと、 $Op \wedge Op \wedge Op \wedge \dots$ のように、無数のバリエーションがえられる。これらをすべて別の帰結と考えれば、 $Cn(\alpha)$ は無限集合となる。もっとも $A - B$ は、実際には、このような帰結のうち最小構成を考えている。具体的には、「コンパクト (compact)」という概念を、以下のように定義する。 x を任意の命題とし、 α' を α の有限の部分集合とすると、 $Cn(\alpha)$ が α に関してコンパクトなのは、

$$x \in Cn(\alpha) \text{ ならば、常に } x \in Cn(\alpha')$$

が成り立つ場合と等しい。以下を参照。Alchourrón & Makinson 1981, 129; Alchourrón et al. 1985, 511。

なお、 $A - B$ のいう表出説(この語については前掲注263を参照)からの議論だが、このコンパクト性を法的な(黙示の)ルールとみる見解として、Stenius 1982, 73-74 も参照。

283) Alchourrón & Bulygin 1988, 232 による。以下も参照。Alchourrón & Bulygin 1984, 352-53; Alchourrón & Bulygin 1993, 286-87。義務演算子を 2 項演算子に拡張した一般形として、Alchourrón & Bulygin 1971, 191-92 も参照。

$$(DI'4) \quad F_{\alpha D} =_{df} \text{“Fp”} \quad Cn(\alpha)$$

たとえば DI'4 は、次のように理解される。「 Γ_P が α によって禁じられる」という命題が真なのは、「Fp」という規範が集合 α の帰結に属する場合と等しい (if and only if)²⁸⁴⁾。このように I'説では、LNS の義務演算子の真偽は α と相対的に決まる (DI'1~DI'4 で、各演算子に α を付すのはこのためである)。これらの定義と、先の DI1~DI4 との対応関係は明らかだろう。公理や推論規則も I 説と同じである²⁸⁵⁾。法の欠缺や矛盾を表現できる点も変わらない²⁸⁶⁾。

欠缺や矛盾の問題を義務論理で扱う試みとして、I 説や I'説のアプローチは興味深い。また、特に I'説は、規範の集合とそこからの帰結という、法体系論として非常にわかりやすい枠組みを提示している²⁸⁷⁾。ただし、以下の難点を指摘しておきたい。第 1 に、現実の法体系での矛盾を考察する際に、I'説のアプローチでもまだ不十分と思われる。なぜならば、I'説の $Cn(\alpha)$ では、 α に 1 つでも矛盾があると、 $Cn(\alpha)$ にありとあらゆる規範が含まれてしまい²⁸⁸⁾、法体系として機能しなくなる。しかし、現実の法体系ではそうはならない。たとえば、適用領域がきわめて限定された法律にささいな矛盾があったとして、そのせいで法体系全体が矛盾に陥るだろうか？ 公法と私法のような領域区分や、一般法と特別法のような優先関係のルールは、矛盾の影響を最小限にするための工夫とも理解できる。現実の法体系を扱うには、このような視点を取り込む必要があると思われる。

284) Alchourrón & Bulygin 1984, 352.

285) 以下を参照。Alchourrón & Bulygin 1988, 232 (ML1~ML5); Alchourrón & Bulygin 1993, 290-91. そもそも $Cn(\alpha)$ は、論理的には、I 説の N 演算子と等しい。唯一の違いは相対化のしかたで、I 説では規範定立者を基準とするのに対し、I'説では規範体系を基準とする。

286) Alchourrón & Bulygin 1984, 353, 354.

287) 集合論を用いる意義として、Lindahl 1997, 295 も参照。

288) Alchourrón & Bulygin 1988, 233 表を参照。これは、Alchourrón & Bulygin 1984, 362 表を修正したものである。

第2に、I'説には、具体的な法律関係を扱う概念がない。先の $C_n(\alpha)$ の説明からわかるように、 $C_n(\alpha)$ に含まれるのは、 α そのものと同じく、常に総称としての規範である。しかし、個別の法律関係(2.E. で述べたように、ホーフエルトの分析対象は常にこれである)も導けるようにしないと、ホーフエルト解釈に応用するのは難しい。このため、たとえば量子を導入するなどして、I'説を拡張することが不可欠だろう。

もっともI'説は、A・B自身²⁸⁹⁾や他の論者²⁹⁰⁾により、その後も発展を続けている。I'説を評価する上ではそれらの動向もふまえる必要があるが、本稿では省略せざるをえない。

J. 一応の結論

以上で、9つの拡張体系をすべて検討した。これにより、各説による「強い許可」と「弱い許可」の意義と課題が、ある程度明らかになったと思う。ここで、3.のまとめとして、各説を簡単に比較して私見を述べておきたい。

まずA説とB説は、それぞれ批判1と批判2への応答として有効である(批判1への応答としてC説もあるが、これについては難点を指摘した)。しかも、いずれも標準体系の枠内で定義できる。このため標準体系を前提とする体系ならば、両説とも、特に問題なく採用できる。ただし同時に述べたように、このうちB説には課題も残されている。またいずれも、批判

289) I'説を直接拡張するものとして、Alchourrón 1993を参照。

290) 特筆すべきは、D・マキンソンによる貢献である。I'説のもう1つの難点は、 $C_n(\alpha)$ では、法の「一部廃止(derogation)」や「修正(amendment)」を適切に扱えないことである。この問題については、以下で詳細に検討されている。Alchourrón & Makinson 1981; Alchourrón & Makinson 1982; Alchourrón et al. 1985. マキンソン自身による発展形として、Makinson 1999も参照。

言い換えれば、本稿で示したI'説で、ハートのいう「第2次のルール」(ホーフエルトの分析では、権能をはじめとする第2階層の諸概念で表される)を表現するには、さらに検討が必要である。これは権能という概念をどう理解するかという根本問題にもかかわる。この点も含めて、I'説の拡張の可能性については別の機会に検討したい。

3 への解答としては不十分といわざるをえない。

では、批判 3 への解答として、どの説を採用すべきだろうか？ 結論としては、本稿が目指すのは D 説と F 説である。まず F 説であるが、これは本稿で取り上げた拡張体系の中で、義務演算子の内容である「行為」を直接扱う唯一の立場である。それ以外の立場は、許可の強弱についてさまざまな見解を示すものの、義務演算子の内容に関しては標準体系と同じである。つまり F 説を除く各説は、標準体系の DL1 ~ DL4 と同様、行為名説か命題説かのいずれかに立つ²⁹¹⁾ (と同時に、その難点を引き継ぐ)。よって、まさに F 説こそが、両説の対立を解く鍵といえる。ゆえに本稿の残りでは、行動論理に焦点が当てられる。

他方、拡張体系の中で D 説がもつ意義も見逃せない。その理由は以下である。各説のところでも述べたように、本稿の整理では、拡張体系のうち E 説と G ~ I 説は、D 説の基本発想　つまり、D1 の修正または拒絶　　に対して論理的基礎を提供している (2.F. の図 2 も参照)。言い換えれば、これらの説は、D 説の主張が誤っている　あるいは有用でない　　場合には、すべて (少なくとも本稿の観点からは) 無用の長物となってしまう。したがって、まず D 説を検討するのが順序として理にかなっている。もっとも、本稿の残りで行動論理を主に扱う関係上、D 説も、F 説との関係で　つまり両者の接合が可能か、という観点から　補足的に扱われるにすぎない。D 説そのものの是非や、その基礎となりうる拡張体系の厳密な比較については、別の機会に行いたい。

本稿ではこのように、批判 1 ~ 3 に対する解答として、D 説と F 説を組み合わせた見解を提示する。義務論理を使ったホーフエルド解釈において、このようなアプローチを試みたものはまだないようである。この見解については 6.A. で示すが、まずは本稿で用いる行動論理について、基礎固め

291) F 説を除く各説のうち、G 説は行為名説のみが、また H 説は命題説のみが可能である (詳細は 3.G. と 3.H. を参照)。他方、その他の説は、行為名説と命題説の両方のバージョンが考えられる。

ホーフェルドの義務と特権・自由(1)(三本)

をしなければならない。次の4. は、この目的のために当てられる。

文献一覧は、6. の後にまとめて記載する。